

平成29年第4回

定例会会議録

会 期

平成29年12月11日（月）から
平成29年12月21日（木）まで

会議日時

平成29年12月11日（月）
平成29年12月18日（月）
平成29年12月21日（木）

東串良町議会

平成29年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成29年12月11日 午前10時05分
散 会 平成29年12月11日 午前10時23分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一 3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	薬丸 淳郎
経済課長	堀口 利弘	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
福祉課長	津曲 稔		
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 橋口 正博

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 7 議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 7 議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第40号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時05分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成29年第4回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 瀬戸山譲一君及び3番  
牧原完治君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月21日までの11日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書  
については、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

◆ 日程第4 同意第10号 教育委員会委員の任命について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 同意第10号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第10号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘2286番地に在住の中園朱美さんを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

提案理由は、平成29年12月20日をもって任期満了となる教育委員会委員を任命する必要があるためでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第10号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

会 議 の 経 過

◆ 日程第5 同意第11号 教育委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第5 同意第11号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
町長からの説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

同意第11号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
東串良町川東1594番地在住の末村玲子さんを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
提案理由は、平成29年12月20日をもって任期満了となる教育委員会委員を任命する必要があるためでございます。御審議くださるようよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、同意第11号 教育委員会委員の任命についてを採決します。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定されました。

◆ 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号）につきましては、衆議院議員の解散により衆議院議員総選挙費用の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 議案第 38 号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 8 議案第 39 号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 9 議案第 40 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 10 議案第 41 号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第 7 議案第 38 号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 39 号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 40 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 41 号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について
以上4件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第38号から議案第41号までを一括して御説明申し上げます。

まず議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町議会議員選挙及び東串良町長選挙については、ポスター掲示場が設置されていないため、ポスター掲示場を設置できるよう条例を定めるものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

国は、高レベル放射性廃棄物処分の最終処分ができる可能性のある地域を示した科学的特性マップを公表しました。このマップでは、輸送面も好ましいという地域に本町も分類、位置づけられています。そこで町民の生命や農畜産物、水産物等の産業及び日南海岸国定公園の自然環境を守るという観点から、放射性廃棄物の受け入れや持ち込み及び原子力関連施設の立地に対し、断固拒否するという意思を明確に示すため

会 議 の 経 過

に提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

農業委員、農地利用最適化推進委員の現報酬に加算額の上乗せ条例を定め、農地利用最適化交付金の対象とし、委員活動の強化を図るためでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

奨学金の貸付額及び返還期間及び返還額の一部免除について条例の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第11 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
 - ◆ 日程第12 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第13 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第14 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第15 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第16 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

- 日程第11 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

以上の6件を一括議題とします。
各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第42号から議案第47号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億182万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,094万8,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,389万7,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億48万1,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ607万5,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

会 議 の 経 過

3号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,451万6,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

最後に、議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,206万2,000円といたしました。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月18日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前10時23分

## 平成29年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成29年12月18日 午前10時00分  
散 会 平成29年12月18日 午後 2時57分

### 出席議員（10人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 1番 児玉勇治 | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治 | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳 | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一                      3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |        |           |        |
|-------|--------|-----------|--------|
| 町長    | 宮原 順   | 住民課長      | 若松 雄一  |
| 副町長   | 畠中 勇一郎 | 企画課長      | 中島 孝一  |
| 教育長   | 天神 康男  | 農業委員会事務局長 | 木佐貫 勝志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学  | 教育委員会管理課長 | 坪山 勝   |
| 総務課長  | 江口 勝志  | 社会教育課長    | 薬丸 淳郎  |
| 経済課長  | 堀口 利弘  | 総務課長補佐    | 瀬戸山 雅樹 |
| 福祉課長  | 津曲 稔   |           |        |
| 税務課長  | 児玉 隆男  |           |        |
| 建設課長  | 甫村 良教  |           |        |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 橋口 正博

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

## 会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）

日程第 3 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

日程第 7 議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

おはようございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。町長も1期目の半分に差しかかっています。そろそろスローガンではなく、中身について示されるべきではないかと思い、通告の内容等について、本日は伺います。

私が今回この質問をしようと思ったきっかけが孫の問いかけからでありました。「ばあちゃん、町長は挨拶の中で子供に夢をと言っている。何をして夢を持たせてくれるのか」という一言でございました。子供にとって、町長が言うからきっと何かしてくれるのではないかと期待もあつてのことだろうと思いましたが、夢は一人一人違う。自分で努力をしてかなえるものだと思うけどという話を孫としながらも、私自身もこれ以上納得させるだけの説明ができない。そこで、あれこれと考えた末、質問要旨を示した内容を今回は質問させていただくことにいたしました。

児童生徒のすぐれた個性を発見し、それを伸ばすために表彰する制度を制定する考えはないか。例えば努力賞、奉仕賞、親切賞、体育賞、学芸賞、その他本町の実情に合わせた賞などがあります。児童生徒を対象に1人1回は卒業までに必ず表彰し、賞状とメダルを与えてはどうかというものであります。このことは、児童生徒の健全育成にもつながると思うが、町長の考えをお伺いいたします。いわば多面的に個人が評価される制度ということでもあります。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。
子供たちの夢をと言ったのは、結局今の我がまち、姉妹校、姉妹都市もやっていない、それもちよっと手をつけたいということで、柏原小学校が毎年卒業式に将来の夢という

会 議 の 経 過

のを大きい声で言います。あのことを聞いて、できるだけ多くの夢を与えたいというのが私の考え方でございます。そういう中で、議員のお尋ねのこういう賞を与えたらということでございます。この件につきましては、私自身がそれぞれ児童生徒一人一人を観察するわけにはまいりませんので、実際に児童生徒に接している校長先生を初めとする先生方や教育委員会の判断によるものが大きいところがございますので、現在教育委員会において行われている表彰等もございますので、その点について教育長に説明させたいと思っております。よろしいでしょうか。

7 番 (上 園)

はい。

町 長 (宮 原)

じゃあ、お願いします。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (天 神)

ただいま町長からありました表彰に関する現状といたしますか、実情を御説明いたします。

本年度、教育委員会として優秀であった児童生徒に対して、表彰状やメダル、トロフィー、図書券などそういう副賞を含めまして授与している項目及び延べ人数を挙げてみます。

水泳記録会、小学校5・6年生47名、陸上記録会、小学校5・6年生70名、作文コンクール、小中学生44名、読書感想文、小中学生31人、多読者賞1人です。図画作品展、これは幼稚園、小学生、中学生ですが、合計で157人、理科に関する研究記録展、小中学生で52人、英語スピーチ大会、中学生9人、ルーピンの主張、中学生6人、郷土検定、小中学生142人、相撲大会、小学生15人、延べで574人となっています。ちなみに、幼稚園、小中学生の12月1日現在の在籍数が574人です。複数回受賞している人がいますので、1回ももらっていない人もいるかと思いますが、夏休みの自由研究は参加賞としてえんぴつ1本ずつですけれども、224人にあげております。近隣市町と比べたときには、多く出しているほうではないかと思っているところです。参考までにですが、教育委員会ということではなくて、各学校の校内での表彰、つまり校長名の表彰者数ですが、これは年によって多少変わりますが、およそ次のとおりです。中学校のほうは体育大会関係、持久走、それからなわとび、設営コンクールなどで56人、あるいはクラスというのも入っております。柏原小学校のほうは読書関係、持久走、それから完走者に対する賞、なわとび、水泳大会などで250人、池之原小学校ですが、読書関係、持久走完走者、なわとび、欠席ゼロ、虫歯ゼロなど、それからさわやか大賞など1,200人、3校合わせて約1,500人という児童生徒、延べです

けれども、子供たちに対してそういう表彰といいますか、そういう表彰を含めてですけれども、あげておるといのが実情だというふうに認識しております。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

今、教育長から詳しく説明があったわけなんです、いずれも学校行事の中でのことですよ。12月号の町報にも児童生徒の活躍として紹介されておりましたが、やはり重複している子供はいるということですよ。人数的には1,500人と、3校合わせるとのそういう数字になっていますが、やはりその1,500人の中にも入らない子供たちもいる。光が当たらない子供たちもいる。中には障がいを持っている子供たちもいるというふうに思っております。大事なことは、町長が町民に向かって、施政方針の中で、いわばこういうことを示された。子供たちに夢をとというようなことを示されたということは、やはり町として一人一人の子供を見ていくわけにはいかないというような答弁でありましたけれども、そこは先生方が大変と言えば大変でしょうけれども、見てもらって、それぞれ個性を持っている子供たちがいる。それを何とか、いわば光を当ててやれば、自分たちもそうでした。夢は持っていてもなかなかそれを実現するということは大変な思いをしながら、今日に至っているわけなんです、行政として、いわばそういう障がいを持った子供たちにも公平に光を当ててやる。町長が施政方針の中で示されたということは、町長自身もやはり何とかしてやりたいという思いがあつたことだろうというふうに私は受け取っております。ですので誰にもその夢があるわけなんです。決してその夢が将来変わらずに達成できるという子供は少ないだろうと思えますけれども、そのときの夢は変わったにしてもやっぱりそれを行政として何らかの形で手助けできる方法というのが、今私が示したようなことではないかなというふうに私は思うわけなんです、個性には順位はないですよ。そして夢をかなえるための近道もない。だから、町長が施政方針の中で、自分は守りから攻めに転じていくんだというような内容のことも施政方針の中で申されておりました。どうか勇気をもって、こういうことを、子供たちに、自分の東串良の子供たちには、みんなに公平に光を当ててあげるんだというような思い、そういう思いがあつたらちょっとお伺いしたいと思えます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員がおっしゃるとおりですよ。本当に公平に与えたいと思っております。それで与えるには与えるなりのまた要素とかあるだろうと思っております。ただ、さっきも言い

会 議 の 経 過

ましたけれども、それぞれ子供たち、児童生徒の個性とかそういうものを見出すためにもまた担当課と相談しまして、善処したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

ぜひ仕組みづくり、いわばそういう子供たちに光を当ててあげるための仕組みづくり、ぜひそれをやっていただきたいというふうに思っております。期待しております。

それから2番目に入りますが、いわば若者にロマンをとということも言われております。子供たちの夢に通ずるといいますか、近い部分があると思っておりますが、よく世の中で世間で使われているのが男のロマン、夢や憧れを満たすための言葉として使われているというふうに思っておりますが、町長が思う若者のロマンとはどういうものかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今おっしゃった若者にロマンをとというのは、結局イベント、お祭りもそうだろうと思うんですけども、今議員がおっしゃるこの若者のロマン、結局男だったら、まずは仕事であるだろうと思っております。仕事があれば、次は家をつくりたいと考え、そして家庭を築きたいと思うし、家庭を築けば家を建てたいと考えるのではないのでしょうか。そのような当たり前のことが当たり前にできて、初めてそれが人それぞれの本当のロマンが追求できるのではないかと考えております。ロマンとは何か。それは人それぞれありまして、皆さんが日常の生活の中でそれぞれのロマンを見つけ、手に入れるべく努力されるものだと考えておりますので、ロマンを追求されるための基盤づくりが私に任された大切なことであろうと思っております。そういうことから、ピーマン、キュウリのJA事業実施の農業研修制度を町も支援し、今後においても若者に働く場所との思いから、企業誘致をトップセールスで行い、現在行っています定住促進住宅用地貸付事業も行っているところでございます。また、企画課においても、婚活イベント等も肝属郡、曾於郡5ヶ町で2回程度実施しております。来年3月に1回目の予定でございます。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

会 議 の 経 過

町長、今までいろいろ答弁の中で申されましたけれども、何か一つでも結果が出たものがあったら教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、進行中ですので、まだ結果については、コメントできる状況ではございません。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

それ以外に何をしようというふうに思っているのでしょうか、今後において。いろいろ今申されました仕事、家、家庭、人それぞれであるという、ロマンの持ち方というのは人それぞれであろうというふうに町長はおっしゃいましたけれども、じゃあ、行政として何をその人たちがロマンを達成するために、何を行政としてしてあげたいというふうに思っているのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今さっき答えたとおりですけれども、婚活イベントもそうですし、それと今言いましたイベント、お祭りとか、ジョギングもありましたけれども、そういうことをまたやりたいと思っております。それと同時に大崎町の東町長からもお願いされていることですが、志布志湾、このフルマラソンを実施する過程での協力要請もございました。そういう形で、何かとにかくイベントをやりたいというのが事実でございます。今、相撲道場に屋根がつけましたけれども、あれも一つの若者に対するロマンだろうと思っております。屋根がついたことによりまして、相撲教室が開催できるかもしれません。これ今、申請中でございますけれども、何かそういうことが一つの若者にロマンという、一つのまちづくりをすることが若者に対するロマンだろうと思っております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

会 議 の 経 過

相撲道場の話が出ました。屋根をつけた後は何をするかということがまず大事ではな
かろうかというふうに思っております。本町の子供たちはルールを知らない。せっかく
いい道場があるのに、相撲大会もあるのに、その相撲道場に上がるまでのルールを知ら
ないという話をよく聞くんですよね。だから、子供のそういう部活的なものが町長の中
で、3校を合わせて、そういうルールを教える場というのをつくる気はないか。本町の
子供たちは、そういうルールを知らないということはよく耳にしますので、そこら辺の
ところを考えていらっしゃったらお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今の相撲土俵の上に屋根がついたわけですけれども、これはさっき言いましたように、
相撲協会から言われたことで連絡が来まして、相撲教室を開催しませんかということ
でした。これは申請しまして、全国で大体6カ所ほどされるそうです、相撲教室が。それ
で今回また申し込みをしましたので、来年どうなるかわかりませんが、その今お
っしゃる相撲をとるルールを知らない、競技のルールを知らないということでしたので、
相撲協会会長の中村さんとも相談申し上げまして、私も当時相撲の審判をさせていただ
きまして、驚いたのが、行司さんの采配により、なかなかルールを知らないものですが、
立ってとれと行司さんが言うんです。立つ要領がわからなくて、それを目の当たりにし
まして、まずこれは相撲のルールを教えなくてはいけないなと思っております。それは
今言いましたように、相撲協会の会長である中村さんとまた相談申し上げまして、一つ
前へ進んだいい相撲が、柏原大相撲が開催、5月ですけれども、それに向けてちょっと
準備をしたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

相撲教室を開くということでありましたが、本町の子供たちは、私、以前一般質問で
も言ったことがあるんですが、トップアスリート、そういう人たちをお願いをして、東
串良の子供たちに何がしのそういう教室を開くことができないかというような質問をさ
せていただきましたけれども、やはりそういう人たちを連れてくるとなると、手続上大
変な手続があるんだというようなことを伺いまして、だったら、我がまちからもそう
いう優秀な人は出ていないのかなと。出ていたら、町内に残っていらっしゃる人でもそ
ういう優秀な人がいたら、町内の人を活用しながら、ちょっとした指導というものがす
ごく助けになるんですよね、走り方一つにしても。そういうトップの人たちに教えを乞
うことによって、すごくちょっとしたことで成績が上がる、そういう部分がありますので、

ぜひせっかく屋根ができたのであれば、それを何らかの形で、東串良の子供たちが有意義に道場を使用できる、そういうものにしていただきたい。お金をかけて、あとはそのまま放置されてというような形ではなくて、ぜひそういうことをやっていただきたい。このことも期待しております。

それから、3点目であります。お年寄りに愛を。本町の高齢者がどんな愛を望んでいるのか、調査したかということをお伺いするわけなんです、その調査実態と、町長が思う愛についてお伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今おっしゃったお年寄りに愛をというのを、私ずっと議員時代から言ってきました、何かお年寄りに愛をという、ただ、独居老人とか、そういう方々に声をかけるだけでいいのかなと思ったりして、後々またほかの議員さんから質問があるんですけども、何かお年寄りに愛をというのは、とにかく声かけと、それと何か集う場所とか、よく見るのが、農協の「みのり」の冊子に出てくるんですけども、それぞれの集落ごとにみんな寄り添って、老人が寄り添っている、ああいうのを見て、我がまちもそんな雰囲気ができないかなと思っておりまして、みんなが公民館とか寄って、そういう加工食品でもそうですよ、みんなが寄ってつくれるようなそういう老人づくりというか、老人の集いの場というものができたらいいなと思っております。そういう形で、この愛についてですけれども、ちょっと我がまちでも調査した結果がございます。愛についての調査でありますけれども、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定するに当たりまして、高齢者などの実態意向を分析するための基礎資料とするため、昨年度一般高齢者、在宅の要介護、要支援者を40歳以上の若者に対して実態調査を行っています。厚生労働省が示しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をもとに生活の状況、高齢者の心身の状況、支援を要する高齢者の状況、それと家族介護の状況、地域における支援の状況の5つの指標について調査いたしました。調査結果を見て、特に喜ばしく思ったものが幾つかありました。それは、生きがいを感じている人が一般高齢者で72%、若年層で78%いたこと、心配事やぐちを聞いてくれる、聞いてあげる人がいる、また病気になった際に、介護や世話をしてくれる、世話をしてあげる人がいる場合が一般高齢者、若年層とともに、95%いたことです。さらに地域につながりがあると感じている人の割合が一般高齢者、若年層、いずれも66%ありました。若年層の方々では、地域づくりへ世話係として、参加意向のある人が75%いたこと、うれしい調査の結果でございました。人を思いやれる、愛にあふれる方々が東串良には大勢住んでいらっしゃるんです。本町においても、高齢化率は高くなっております。高齢者単身世帯も増加傾向にあります。介護に対するニーズも高まってくることが予想され、本町においても高齢化率が高くなることが予想されますが、老人クラブを中心とした高

齢者の御意見に常に耳を傾けつつ、地域づくりを手伝ってくれる若い方々のお力を借りながら、高齢者の方々が可能な限り、この住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、今後とも、保健福祉行政と介護保険施設を密接に連携させてまいりたいと考えております。御理解いただけるようお願いいたします。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

調査をされて、その結果を踏まえての町長も感じられたことを述べていただきましたけれども、自分たちもそうなんです、元気で過ごせる、これが何よりだというふうに思っております。本町の高齢者の皆様方がこういうふうにして、幸せであるというふうに関心とっていただいているということは、福祉課の皆さん方の努力もそうなんです、やっぱり周りの人たちの助け、そして民生委員の人たち、いろんな人たちの助けがあってこそそのそういう満足度だというふうに思っています。我々団塊の世代の者にとっては、世の中の冷たい風を感じております。高齢化率を我々が引き上げているんじゃないかというふうに考えておりますが、何よりも自分自身が元気であること、そういうふうに努めるということが大事なんだなというふうには感じております。今すぐ結果が出なくても、長いスタンスの中で、やはり高齢化問題については取り組んでいただきたい。このことに関連したことを同僚議員も質問をいたしますので、高齢化のこれについては、町長の愛についてのお話も伺えましたので、私の質問は、これに対しては終わりたいと思います。

それから4番目の学校の環境整備についてお伺いいたします。

学校のクーラー設置に関しましては、町長は就任後、すぐ子供たちからの要望もあり同僚議員とお願いをいたしました。当時の教育長から財政的に厳しいとの回答がありましたが、町長がとりあえず扇風機での対応を決めていただきました。大変子供たちからも当時はありがたいと、そういう声が聞かれたものでありましたが、やはり暑い夏では、扇風機だけでは、とてもじゃないけど、扇風機の風になれてしまうと、やはりそれもクーラーが欲しいというような要望に変わってきました。いわば扇風機になった当時というのは、暑い夏を過ぎた後の2学期から子供たちの頭上で、2台だったと思いますが、設置していただいた。回り出して、子供たちが大変喜んだという思い出もあります。クーラーと比べたら天と地の差がある、そのことも扇風機を通じて子供たちも感じたのではないかなというふうに思っております。やはり子供たちからの声が聞こえてくるのは、扇風機よりもクーラーがよかどなというような声なんですよね。その後、何人もの同僚議員がクーラー設置について質問をしてきました。現時点では、厳しい状況であるとの答弁を毎回いただいているところでありますけれども、9月の予算審議の中で、同僚議員がふるさと納税で対応したらというような質疑をしたところ、関東東くしら会でふるさと納税をクーラー設置という目的を明文化し、説明をさせていただきたいとの答弁でありましたが、お話の中でふるさと納税の使途についても町長がお話をされました。

会 議 の 経 過

しかしながら、そのクーラー設置の話よりも、その当時は日本一の和牛の話が中心になりまして、あれっと思ひまして、これ、クーラー設置の話がここに出席されている皆さん方に理解されたんだろうかなというような思いをいたしましたので、町長の感触としてどうだったのかというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このクーラー設置については、私も議員時代1回言ったことがありまして、はなからけられたんですけれども、子供たちについては体感温度が大事なんだということで、前の教育長からでしたけれども、そういうことを考えまして、自分も言ったんだなと思っております。

この関東東くしら会において、理解されたかということですが、最後の私の挨拶の中で、最後のほうでしたけれども、このふるさと納税を活用させたクーラー設置をお願いしました。それは私は理解されたと思っております。当日、会場において、ふるさと納税のコーナーを設けました。あのとき4名の方々が現金を持ってこられまして13万円ほどいただきました。その後、関東東くしら会終了直後に、関東圏内の方々から電話、ファクス等によりまして、17名の方々から31万円の寄附をいただいております。関東東くしら会の会員の皆様方からの寄附であったと思っております。ですから、私自身も大変感謝しているところでございます。学校にクーラー設置という思いが通じたからこそその寄附でなかったのかなと思っております。今現在、議員のおっしゃいました地球温暖化で毎年温暖化になっております。扇風機をつけましたと言っても、子供たちが言うんですよ。上の熱気が下にそのままおりてくるだけだという状況も把握しております。そういうことで前向きに取り組んでおりますので、どうかよろしく御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

私も反省するところがあります。私のテーブルに、会長さんが来られました。いろんな話をする中で、このふるさと納税の話もちよこっとは出てきたんですが、クーラー設置に関する話を自分自身も積極的にしなかったということに関しましては非常に後悔しております。せっかくのチャンスであったのに、生かすことができなかったという思いからでありましたが、いわば目的を持ったふるさと納税が理解されたかと、町長の答弁の中では理解されたよというふうにおっしゃいましたけれども、その後、17名と4名の方が納税をしてくださったということではありますが、この方々に関しましては、そう

会 議 の 経 過

いうふうなクーラー設置をしてくださいというような強い要望があつてのことでしょうか、どうなんでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
強い要望があつたからどうこうじゃなく、ただ、とにかくふるさと納税という形でいただいたのは事実でございますので、そういう思いも若干加味されたものと思つて私は感謝しております。

議 長（田之畑）
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）
大切なお金を使わせていただくということであれば、やっぱりそういうふうにして、クーラー設置にこういうふうにして、子供たちのための使うんだよということは、私は隅々まで行き渡るような感じで説明をするべきだろうなというふうに思っております。
それと、先般、管理課長だったですか、3分の1の補助をいただいて設置をしたいという旨のことを話してくださいましたけれども、町長もやっぱりそのような考え方でしょうか。ふるさと納税は使わずして、そういう補助金を活用するというようなことなんでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
議員おっしゃいました3分の1の補助事業、これも利用するというで一応申請中でございます。もう県のほうに上げておりますので、これがもし活用できればということで。それと残りについて、結局ふるさと納税をもちろん利用しますけれども、一般財源のほうからも出すことになるだろうと思っております。
以上です。

議 長（田之畑）
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

会 議 の 経 過

町長、せっかくですから、一般財源を使わずして、そのふるさと納税を残りの部分は使うというような考えはないんですか。一般財源から出さなくてもいいんじゃないですか、思い切ってふるさと納税を使わせていただいたほうが私はいいような感じもいたしますけれども。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

総務課長に。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えをさせていただきます。

補助事業で3分の1適用させていただきまして、あとは有利な起債を借りまして、その後、残についてはふるさと納税を充てていきたいと思っておりますし、また必要に応じては、次年度以降、クーラーに対する経費も必要になってきますので、その電気料もろもろも、それからちょっと一般財源という形で出していけたらいいのかなというふうには思っているところです。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

総務課長、起債をするということは、そこには利息が発生いたしますよね。だから、できれば私はふるさと納税を使っていたきたい。せっかくですので、納税者に対しても、やはり子供のたちのためということ強く理解を求めて、ふるさと納税を目的として使っていたきたいというふうに思いますが、それはできないことでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

私どもの今の起債の考え方といたしましては、過疎債を適用させていただきたいというふうに思っているところなんですけど、今後どうなるかわかりませんが、過疎債を適用させていただきますと、いつも話をさせていただいているんですが、交付税措置があります。いわゆる基準財政需要額に算入できますので、そのうちの7割が交付税で

会 議 の 経 過

返ってくるという有利な起債を使いたいなと思っております。いかんせん、起債の枠もございまして、その枠から外れた分につきましては、もちろん先ほどから話をさせていただきましますように、ふるさと納税を充てられたらいいのかなというふうに思っておりますし、また次年度以降に対しても、そういうふるさと納税で対応させていただければ、次年度といえますか、電気料もろもろも充てていけたらいいのかなというふうには思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

設置をするということになった場合は、3校一緒に、全教室するという考え方のもとで、そういう手続をされるのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

3校同時です。補助金がつき次第で3校一緒です。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

クーラー設置に関しましても、同僚議員が後ほど質問をするようでございますので、私の質問は、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に1番 児玉勇治君の発言を許します。

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、本町役場の女性管理職の登用についてであります。

現在の役場職員の総数、そのうち女性の職員の数、そして女性職員の係長以上が何名いるか伺います。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

総務課長が説明します。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

現在の職員配置状況でございますが、職員数は90名というところでございます。うち女性職員が17名でございます。管理職、先ほど係長が何名いるかということですが、係長が現在2名います。あと課長補佐、課長は現在のところゼロというところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

先日、隣接4町の役場の係長以上の女性職員数を調査してきました。それによりますと、大崎町は係長が3名、課長補佐、課長なしとのことでした。肝付町は係長が2名、課長補佐3名、課長が2名でした。南大隅町は、係長17名、主幹4名、課長補佐2名、課長が1名で、錦江町は、係長、課長補佐は置かないで、各課にリーダーを中心として仕事を行っているということで、課長が2名ということでした。この数字を聞かれて、どうお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

他町と比較しますと物すごい少ない状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

本町と大崎町以外の他町は、女性の管理職も登用され、次の人材となる職員も確保さ

れているように見受けられます。大崎町では役職に推薦するが、女性のほうから断られることがあると聞きました。女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきであると思いますが、東串良町の過去を振り返ったとき、私の記憶では女性の管理職の登用は一度もないと思います。男女雇用機会均等法や男女共同企画社会基本法が叫ばれる中、女性ならではの意見、発想で、本町役場の雰囲気、仕事の内容の変化が見られると思います。また、育てるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私が就任する以前は、女性の係長は1名でございました。それが平成29年4月1日付で1名ふえており、現在は2名の係長がそれぞれの担当部署で活躍いただいております。しかしながら、年齢や経験年数等を考慮し、係長への昇格が検討される職員については、今現在のところ、保健師としての業務を行っている方々になります。保健師については、人員が不足していると認識しており、今年度においても、職員採用の募集を行いましたけれども、なかなか募集がない状況であります。係長への昇格が困難な状況となっております。まず、保健師の確保ができたならば、またその他の女性職員の管理職への登用についても、その方の昇格の時期が来ましたら、本人の意向もございましたが、基本的には、今後も積極的に推進したいと考えております。議員のおっしゃったのが、本年ですね、以前も女性職員になってくれんかと言ったら、家庭の事情でということで断られたのが事実でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

県がことし3月に提示した女性活躍推進計画の中で女性はその個性と能力を発揮し、男女ともに安心していきいきと働くことができる鹿児島を実現するために、二つの重点目標を設置しております。

一つ目は、働く女性が能力を発揮して、いきいきと活躍できる環境づくり、二つ目が男女がともに働きやすい環境づくりです。そのためにもぜひ女性が安心して働くことができる職場、風土、改革も含め、働く女性がいきいきと活躍できる社会の現実を目指すためにも、本人の意思を尊重した上で、女性管理職の登用を強く希望するところです。

引き続きまして、2点目の身寄りがない人が死亡した場合の対応について質問します。

過去、身寄りのない人が死亡した場合、葬儀の費用、遺品等の処理、納骨は本町では

どのように対応されてきたかお伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町内在住の方が身寄りのない人、いわゆる身元引受人や相続人がいない人が死亡した場合は、まず死亡者の戸籍を取り寄せ、3親等以内の親族、調査を行います。親族がいた場合には、手紙等で、遺留金品の受け取りをお願いすることとなります。受け取りを承諾された場合は引き渡しをいたします。しかし、死亡後、すぐには相続人も見つかりませんので、葬儀をとり行う者がなければ、病人及び行旅死亡人取り扱い法及び墓地埋葬等に関する法律の規定に基づきまして、町が葬儀を行うことになっております。その費用は、個人の遺留金、現金を充て、不足するときには、町が負担することとなります。遺留金品が存在する場合、これは法的には死亡人の法定相続人に帰属するものですが、親族が見つかって、相続放棄をされたり、戸籍を調べても親族が死亡していて、全くいない場合には、民法の規定により、相続財産管理人を選任しなければなりません。利害関係人の申し立てにより、家庭裁判所が選任した相続財産管理人により、遺留金品の処分手続が行われます。最終的には、国に変換することになっております。この際、預金等があれば、町が立てかえた葬儀費を回収することができます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

前回議会の質問で同僚議員が孤独死を挙げていましたが、今後、身寄りのない人がふえることと思います。ただいまの町長の答弁で、葬儀、遺品、そして納骨が完全に本町で行われることを理解しました。また、以前は納骨が鹿屋市に依頼すると聞いたこともありましたが、本町に納骨の場所もあると聞き、同じく理解しました。今回私が質問した身寄りのない人が死亡した場合の対応についてですが、このことに対して、町がどのように対応しているのかというのを町民への周知も含めて質問したところでございます。町の対応がしっかりしており、安心したところです。

以上で、私の一般質問を終了します。

議 長（田之畑）

次に、9番 宮地利雄の発言を許します。

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

通告に基づいて、質問をいたします。

まず唐仁古墳群の今後についてであります。

本年11月18日に、唐仁古墳群のシンポジウムが行われ、私も参加しましたが、私は大きな感動と町民としてのほこりを参加者とともに共有できたいいシンポジウムじゃなかったかなというふうに感じました。九州には、宮崎の男狭穂塚、女狭穂塚古墳の大型古墳もあって、現時点での大きさはこの唐仁の大塚古墳の大きさは3番目となっておりますが、本町のこの1号古墳が唐仁大塚古墳がつくられた当時は、九州最大の規模ということであったこと、それからこのことについて鹿児島大学の博物館の教授は、橋本教授でしたかね、この地域について辺境の地ではないというふうに言われました。辺境というのは、結局鹿児島弁で言えば、すんのくじらというか、非常に片隅に置かれた地域ということになると思うんですが、それではないということは、これはやはり当時、中心地、あるいは先進的な地域であったということの意味していると思うんですね。

古墳時代、我々の祖先は経済的にも文化的にも西日本を代表する先進地を築いていたという指摘、論考は有名な学者の話だけに極めて真実味をおびて受けとめられると思います。唐仁古墳群はさらに興味深いなぞがあると。私も本当不思議だと思うんですが、なぜ130もの古墳がこの地域にひしめき合っつけられたのか。なぜ崩れやすいと思われる砂丘の上に築かれたのか、多くの現代人も興味が尽きないと思うんです。また、シンポジウムのパネラーの一人である琉球大学の池田教授は、古墳時代の人々の結びつきについて、非常におもしろい論考、おもしろいと言ったら失礼だと思いますが、当時の人々の結びつきのあり方が強権的な支配者による支配ではないと。許容性のある支配、また中央からの支配に対して抵抗した、反発してきたという論考を展開いたしております。全く興味が尽きないと思うんですね。これだけの貴重な財産を資源として、私たちが生かさなない手はないと。世界遺産という言葉も出たぐらいですから、そこで具体的な質問に入ります。

シンポジウムのこの冊子にある今後の年次計画表、これまでの計画もそうですが、今後の計画がカラー刷りで出ております。そしてその中に、古墳の公有化、公のものにするという公有化、そして整備、そして活用という採用を今後どのようにやっていくかという計画図が示されております。

130の古墳群のうち、町有地、あるいはその集落の所有、あるいは、この土地改良区の所有など、町有地とか、準公有地となっている古墳が存在しているのかどうか、全くないのか、調査はいろいろ綿密に大きさや、それから地番など既に全部わかっているようですので、全部じゃないか、幾らかまだ調査が必要なところもあるようですが、この町有地、あるいは集落の所有など、準公有地と言える古墳が存在しているのか、全くないのか、その辺について教育長でしょうか、答弁をお願いします。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えします。

町有地となっているのが、37号、38号、51号、132号の4基です。集落所有は、100号1基で、これは新川西共有地ですが、個人名は不明です。また、唐仁耕地整理組合所有は、32号、34号、45号、55号の4基となっていて、これも個人名は不明です。なお、準公有地と表記されているものは該当なしと考えておるところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

全部で9基が準公有地というのか、個人の所有ではないということになるようですが、これは私も初めて、この資料には出てきませんよね。

次に、当然個人の所有のままでは、その個人の了解がなければ、立ち木1本、これは手をつけることができないということになるわけですよ。

それで、隣の大崎の横瀬古墳について、役場の社会教育課に聞きましたところ、もう大分以前から町有地になっておりますという回答でございました。

そこで、今教育長が答弁されましたが、私もちょっとメモが届きませんでしたけれども、本町の出している唐仁古墳群の中の主な古墳を5つ挙げていますよね。この1号、16号、17号、33号、100号、先ほどの教育長の答弁でこの号数もきちんとメモをすればよかったです。それはできませんでしたが、この唐仁古墳群マップに掲載してある前方後円墳、この5つの古墳は、やはり130の古墳群の中でも大きさとか、重要性から見ても、代表するようなものではないかというふうに思われますので、この5つの古墳が現況と今後の対応はどのように考えておられるか、それについてもこの冊子の中で出てくるんですけども、非常に文字が小さくて、なかなか我々も虫眼鏡みたいなので見ないとよくわからないので、この5つの古墳についても現況と今後の方策について対応される方針について教育長から説明を受けたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

現状につきまして、議員のお尋ねにお答えいたしますが、まず御指摘のこの5基については、測量は全て終了しています。一つずつ申し上げます。1号墳は地籍1万3,171平方メートルです。地目は墓地、地権者は大塚神社となっております。16号墳ですが、地籍1,113平方メートル、地目は墓地です。地権者は、2筆にまたがっていて、個人2名になっております。それから100号墳です。地籍1,764平方メート

ルで、地目は原野になっています。地権者は、新川西共有地となっていますが、個人名は不明です。17号墳です。地籍1, 245平方メートルで、地目は原野です。地権者は、個人1名です。33号墳ですが、地籍1, 032平方メートルで、地目は山林です。地権者は、個人1名となっています。一応さつき申し上げましたが、全部測量は終わっておりますので、これらにつきましては、代表的なものであります。先ほどから言われておるとおりですので、伐採等含めて今後も完了していきたいと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

年次計画表によりますと、このシンポジウムで示されたこの冊子にあるわけですが、これらの古墳の公有化と整備ですが、特に公有化するということは、町が買い求めると、簡単に言うとそういうことにも、ほとんどがそうなるかと思われませんが、その計画は、平成37年度から公有化と整備を図るという計画になっているようです。私は、財政、特に国庫補助事業がこれにも適用される国庫事業の名称まで活用補助事業は、何を活用するというようなことも含めて書いてありますので、こういう国庫補助事業の採択など、条件が要るんですが、もっとこの全体の計画を前倒しして、そして公有化できたものについては、順次整備を急ぐということで、この貴重な資源を観光資源として生かすべきだというふうに思いますが、その点、町長もこのシンポジウムには最後まで参加しておられましたし、町長と教育長それぞれこの前倒しでやれることを、やはり進めていこうじゃないかという私の提案に対して、どのような思いを持っておられるか、その辺のそれぞれ一つ答弁願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私もシンポジウムにはちょっと興味がございまして、私自身、宮原の敷地内に8つの古墳があるものですから、人事ではなくて、興味がありまして、唐仁古墳群につきましては、学術的にまた本町観光資源の重要な史跡と考えております。議員御指摘のように、学術的な調査においても観光整備についても急務と認識しており、専門的職員の配置や事務体制の構築を行い、一日も早い事業着手ができるよう努力させたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

今、町長の回答にもありましたように、保存管理、それから保存整備の計画を県の文化財課や文化庁にも相談し、御意見を伺いながら、3年かけて作成していく予定です。それができ次第、計画書に基づいて、速やかに実施できるように努力していきたいと思えます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

同じような思いが共通して出たと思います。保存管理整備ですね、3年かけて済ませて、それができ次第やっていきたいということのようです。この件については、最後に、これまで唐仁古墳群について、教育委員会は文化庁とか、県の文化財課、余り私らになじみがありませんが、こういうところと折衝をしながら計画をつくり、測量などもされてきたわけですけれども、今後の発掘調査費、それからこの公有化するための史跡等購入費国庫補助もあるようですが、これらの見通しについて、こういう文化庁や文化財課との接触のある教育委員会は、どのような感触を、引き続き本町に対して、こういう助成措置は行っていくということは十分考えられるのかどうか、その辺の見通しというか、感触を答弁願います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほども申し上げましたけれども、保存管理計画会議では、文化財課や文化庁、そして専門の大学の先生方を交えての会議ですので、計画書に基づく国庫補助事業申請は、無理なく採択されると信じて今活動しているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ぜひそういう方向で無理なく一つ、採択の方向で取り組んでいかれるように要請をいたしておきます。

次に、ふるさと納税について質問を通告をいたしました。

まずは、本町のホームページについてですが、私も一時期自分のホームページをつく

会 議 の 経 過

ったこともあるんですけども、このホームページというのは、一旦つくって、はい、それでおしまいということでは、最初のうちは見に来る人もおるでしょうが、全然相手にされないと、見に来てもらえないと。だから、ネット上のこうした公開物は、更新がされなければ、訪ねては、見に来てくれないというのが言われています。

そこで、本町のホームページの更新というのは、どういう仕組みでなっているのか。例えば1週間に一度は、そのための更新の会議を開くとか、それから誰の作業によって、リニューアルされるものか、業者をお願いするのか、この更新の期間とか、それから誰の作業によって更新されているのか、その辺について、まずは答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

総務課を介して説明させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えをさせていただきます。

現在のホームページは、大体月、大小を含めまして、5回程度更新しているようでございます。更新作業につきましては、各課担当者から依頼を受けて、総務課のほうで実施いたしております。月間の更新回数引き上げや及び内容の充実を目的といたしまして、現在、ホームページのリニューアル作業を行っているところでございます。その作業が平成30年3月には、新しいホームページとして公開できるのではないかなというふうに思っております。また、新しいホームページのシステムでは、各課担当者でも簡単に更新が行えるものを採用しており、ふるさと納税や各種事業についてもホームページを活用した積極的な広報ができるものというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

うちの東串良町のホームページの1番目というか、最初のページは、もう相当古いですよね。何十年続いているのかと思われるぐらいの。もちろん中身は若干更新されているものもあるんですけども、やはり今ありましたが、平成30年3月ということは、間もなくですよ。どんなふうになるのか非常に楽しみです。そして各課で簡単に更新

会 議 の 経 過

できるようにすると、それもいいことだと思いますね。ぜひ実現をしていただきたいと
思います。

それからふるさとチョイスのページも、本町のホームページの中にクリックするだけでぽんと出てくるわけですが、このふるさとチョイスのページですが、これは大崎町のふるさとチョイスの鹿児島県曾於郡大崎町のページです。この中の使い道というのが本町にも大崎町のふるさとチョイスのページにあるんですね。使い道の最新情報と、選べる使い道ということで、大崎町なんかもいっぱいいろんなを書いてありますよね、もちろん写真もありますけれども、いろんなこんなにも使えますよ、こんなにも使えますよというのがあるんですけども、うちのふるさとチョイスのページには、写真とタイトルのみで、何も説明文がないんですね。これじゃあ、どうかなと。そしてふるさとチョイスは、こんな商品がありますよと、メロンとか、いろいろとあるんですけども、ぜひ私はもっと大胆に東串良のまちを紹介し、こんな使い道を考えていますという内容をもっと大きくアピールすべきだというふうに思うんですけども、その辺は町長いかがですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
企画課長を介して説明させます。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

確かに議員が言われましたとおり、その使い道のところでは、条例で定められました6つの項目、そして写真のみが掲載されております。これにつきましては、いろいろとそれぞれの分野で幅広く事業に充てられるようにということで、その条例に基づいた項目を記入をしているところがございますけれども、今後は、そこのあたりをもう少し具体的に寄附をされる皆様方にも理解されるような中身にまた更新をしていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、最後に教育環境の改善で、同僚議員も質問されましたが、小中学校の普通

会 議 の 経 過

教室へのクーラー設置について。

答弁の中で、既に補助金の申請は出しているのですが、その決定に合わせて3校同時に設置したいというような答弁のようでした。そこで私は、設置のための費用を、教室が小学校で幾らですか、18ぐらいあるんですか、あと中学校。設置の費用と、それから年間の運転に伴う電気代などの経費ですね。正確な見積もりなどは出していないのかどうか、その辺もわかりませんが、わかっているならば大まかな試算で結構ですが、設置費用と年間の経費は、どのくらいになるのか、その辺を答弁願います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
教育長で。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

これは、あくまでも試算ベースでの金額であるということをお断りして、3校合計の概算を申し上げます。各校ごとのはもちろん出ているんですが、細か過ぎますので、合計で申し上げますと、工事費が1億1,840万円、設計監理費が1,183万円、合計で1億3,023万円となる予定です。このうちの3分の1、つまり4,341万円が補助分になると考えますと、町の負担が8,682万円ということになるかと思いません。これは3校の普通クラスと特別教室を合わせて、合計の44クラス分です。面積にして、3,170.7平方メートルが対象ということになります。

それから、また電気代のほうですが、平成28年度の3校分の合計が448万9,350円となっていて、冷暖房をフルに使った場合ということで、多目に計算してありますが532万7,748円が見込まれますので、3校1年分の電気代が合計で981万7,098円になると試算しておるところです。

以上です。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

補助金の申請をしているわけだから、一定の試算をしないと申請できませんでしょうから、今教育長から答弁があったそういう内容になるかと思われま。

それで、最後に町長に伺いますが、ふるさと納税でこのクーラーの設置もやりたいと

会 議 の 経 過

いうことで、関東東くしら会でも本当に暑いんですと言って、町長が訴えられたわけだけれども、私はこの平成30年3月で本町のホームページをリニューアルするということでしたが、もっと積極的に本町のホームページでも年間981万円の試算ですが、必要な電気代が必要になってくるということですし、1億3,000万円の3分の1が補助だとすれば、残りが町負担、起債を活用するにしても大きなこれは事業ですよ。ですから、もっと積極的にこのふるさとチョイスを使って、アピールすべきだと、ホームページの1ページぐらいは、消費するような大きさの訴えを出されたらどうかと思うんですが、その辺についての町長の考え方を最後に伺います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃいました使い道につきましても、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、条例に基づいた6つの大きな枠組みの事業を表示しております。これは老若男女幅広い年齢層の町民の皆様のために、柔軟に寄附金を活用できるようにしたという考え方でございます。確かに、特定の事業に限定して寄附を呼びかける方法もありますけれども、仮に小中学校へのクーラー設置のみをアピールしても、全国の寄附者の目にもとまり、多くの賛同を得られ、寄附が増額する可能性は低いのではないかと感じております。したがって、具体的な事業を特定する場合には、今後も引き続き慎重な対応をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

9 番（宮 地）

以上で質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時21分
— ◆ —
再 開 午前11時29分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番 瀬戸山譲一君の発言を許します。

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

では、早速質問に移らせていただきたいと思います。

とりあえず1番目の選挙公約とスローガンについて、この2年間を振り返り、どのような達成感があるかとありますけれども、ずばり町長、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

私もまだ2年目に至っていないんですけども、この達成感があるかというのは、それはまだ道半ばですので、まだ言えることというのはございませんけれども、まず私の訴えてきた「子供たちに夢を」そして「若者にロマンを」、「お年寄りに愛を」というのをスローガンに町政に取り組んでおりますが、まず成果があった事業について、ちょっと申し上げたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、平成27年度は、4,100万円でありましたが、平成28年度は、2億6,900万円と約6.5倍になりました。地域おこし協力隊については、観光や広報、PRのために1名を平成28年度から雇用しております。

空き家、空き地対策については、東串良町空き家対策協議会が平成29年1月に発足し、現在も対策を練っております。

定住促進事業のさらなる推進につきましては、平成28年度に第5次定住促進住宅用地貸付事業により、46区画の住宅貸付用地の整備を行いました。

にぎやかタウン雪山の陥没関係につきましては、今年度4件買い取り、3件ひき家を行うことで、早期解決することができました。

町長と職員がおもてなしの心と笑顔で住民サービスを行うことによりまして、総合案内窓口を平成28年3月から設置し、11月から無料飲料水機も設置しております。

給食費の補助につきましては、平成28年9月から2,000万円の補助をいただきまして、行っております。

地震・津波等災害に強いまちづくりといたしましては、平成28年度には、女性消防隊が結成され、独居老人等配慮者宅の訪問等の活動を行っております。

また、平成29年度においては、安留地区に防災センターを、柏原地区においては、戸柱神社、避難階段及び洲崎地区、避難路等が発注済みでございます。

なお、消防自動車、防火水槽については、毎年順次整備を行っております。

町民運動場の整備につきましては、今年度、駐車場整備を発注済みでございます。

営農指導員の配置につきましては、今年度募集を行い、1名の方が内定を出しております。来年度から経済課へ配属する予定でございます。

トップセールスについては、国会議員の要望活動やふるさと納税のPR活動など行っております。

育てる漁業については、大崎町と連携いたしまして今年度は、大崎町において漁礁設

置が予定されております。来年度は、本町において漁礁設置が行えるよう県へ申請しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

それで、今回のこの質問に至った経緯というのが、二、三その前にちょっと前提みたいなお話をしないといけないんですけども、やはり最終的に自分たち行政に携わらせていただく身としては、政策実現をこれからどうしていくかということが、これが至上命題だと思うんですけども、だから今、町長が言われた今までの実績を公表されて、これからやっぱり厳しい時代を迎えるに当たって、いろんな政策がどんどん出てきて、これを議会と執行部とうまくやっていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、やはり正直言いまして、自分がさっき言いました、きょうお話をさせていただく一つとして、やはり議会と執行部がもう少しこの情報交流なり、いろんな意見交換をして、密に動いているのかなと自分の感覚としては、その辺は希薄かなと思っているから、この質問に至った経緯でありますけれども、例えば具体的に、今、フェイスブックをやっていますけれども、例えば役場職員のある方が先々週ぐらいでしたっけ、東京世田谷と、それから埼玉の春日部だったと思うんですけども、東串良の物産品を売りに、アピールに行っていっちゃると、そういうのをフェイスブックに出していっちゃって、たまたま自分がフェイスブックを見たわけですけども、そういうふうな役場の中でそうやって活躍されていっちゃる方がいっちゃるというのを自分たちは全くわからないんですよ。

それからもう一つ、今先ほど宮地議員もおっしゃいましたけれども、唐仁の古墳群についてシンポジウムとかいろいろ今打っていただいて、内外にいろんな話題を湧きおこしていただいていますけれども、でもその中で、じゃあ、自分にそれにかかわっていますけれども、唐仁会というのをつくっているんですけども、唐仁会をつくって今本当に内外の方々が唐仁古墳群にすごく興味を持ってくださって、本当、今度の土曜日も奉仕の気持ちで唐仁古墳群に来て、掃除をしてくださるとか、この唐仁会というのを通じて、有名な建築家とか、芸術家の方々も来てくださっているんですけども、どういうふうにして唐仁をこうして、さっき宮地議員が言われた、これから事業をおこしてやっていくかという上では、まだ町長ともそういう話は1回もお話をしていないなという、自分なりの反省もあります。だから、これから政策づけをこれからやっていく上で、執行部と議会がどうしていくかということで、ここに通告していただきましたけれども、例えば2年前に岩手県の金ケ崎町というところに研修で行かせていただきましたけれども、その研修内容というのがどういうことかっていうと、この金ケ崎町はまれに見るやっぱり議会運営の先進地というところで、そのとき町長も一緒に行かれたんですけども、この何がやっぱり議会の先進地かっていうのは、やはり政策実現能力っていうか、政策実現

を確実にこなしてるということで、ここでの話っていうのは議会と執行部がうまく協調を取り合っていて政策実現を確実なものにしてるっていうお話でした。そこで思うんですけど、自分たち議会は、執行部の皆さんがいろいろな政策をやっているわけで、自分たちは監視の立場をする云々で言ってますけども、それだけじゃなくて何か対立軸みたいな感じというか、そういうのじゃなくて、さっき岩手に行かせていただいてその金ケ崎町のその辺をまねじゃないんですけど、やはりそういういい感じの議会と執行部の関係を勉強させていただいたわけで、そういうのを考えてここに書かせていただいたところでございます。

町長もあのときに一緒に同席していましたが、帰り際、金ケ崎町の議長さんにお伺いしたんですね。何でこんなに執行部とスムーズに行政活動ができるんですかって言ったら、自分たちは執行部と仲よくしてますからねって言われたんですね。その後やっぱり言われたのは、もうびっくりしてえっと思ったんですけど、自分たちは現町長を自慢してますからっておっしゃいました。それがどこまで、いい意味か悪い意味か、そのニュアンスはちょっと自分もはかり知れないところがあったんですけども、その町長を自慢してますからっていう言葉のやっぱり背景には、やはりうまく執行部の皆さんと手を取り合ってやっていくことで政策実現がうまく円滑に行っているということでしたけども、このことに関して町長はどんな思いをされますでしょうか。一言お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私もその議員時代、2年前ですね、金ケ崎町議会を研修させていただいたということで、あとでちょっとうちの局長にも聞きまして、私はちょっと記憶がおぼろげで申しわけございませんでした。

議員おっしゃる執行部と仲よくすることですという、自慢できる町長だということですが、お互い町民の幸せを願い、執行部は執行部の立場で、議会は議会の立場で活動し、よりよい町を築いていけたらと思っておるところでございます。私といたしましては、現在、議会と執行部は円滑に進んでいると思っております。私も自慢していただける町長を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御指導等あおぎたいと思っております。どうかよろしく願いたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

円滑というか、自分がこの次の2番目、この中の自分なりの次の章に行くんですけども、そのためにだからこれはもう自分の自責の念も含めて言うんですけども、やっぱり

会 議 の 経 過

我々議会もいろんな年間を通じてもうよくありますよね、鹿児島とか。もう年間2回、3回行かせていただいて、いろんな方のセミナー講演を聞いてきます。そしてこれをやっぱり、自分たちは果たしてどうかなと思うんですけど、これをちゃんと東串良の議会にまた持ち帰ってきて、そして討議して、もんで、これを政策提言として本当は執行部の皆さんにもお伝えして、これをさらに町民の皆様にやっぱり御披露するという形がこれが一番大事なことかなと思うんですけども、まず、だから我々も正直言って議会から、私も2年、もうちょっと、議員になって2年ちょっとになりますけども、まだそういう作業を行った覚えがございません。ですからこれから考えるんですけど、自分たち議員も、自分たちがやはりそういういろんな先進地研修をして、そして講習を受けて、それをやっぱりみんなですべて、それを町長にやはり政策提言として打っていきたいという形をとらなければいけないと思うんですけども、そうすると自分たちも真摯な態度で臨んで、町長に要するにボールを投げたいと思ってるわけでございます。要するにここでキャッチボールという言葉を使いたいんですけども、自分たちが真摯に取り組んだそういう政策提言なりに関しては自分たちがボールを投げたら、そして町長がまたそれに対して確実に投げ返してくださるという形を考えているんですけども、町長いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議会は執行部の具体的政策を最終的に決定する機関ですので、幾ら私が持ち上げても議会が認めてくれないことにはどうしようもございません。またそれが適正に公平・効率的になされているかを批判して、住民の立場になって監視する職責を担っております、議員さんは。その議員のおっしゃる政策提言についても意見書や議決によって十分可能だと思っておりますので、ぜひどしどし行っていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

そう今お話をいただきましたけども、そうすれば今、町長がどんどん、どんどん、また議会とか委員会を通じて予算書なりを使って政策提言、あるいはこれからやることを議会に話をされてくる、こられるとは思うんですけども、その他やっぱり、さっき言いましたフェイスブックの件もですけども、その過程というか、やっぱり議会に来ても云々というより、いろいろな議会、委員会をどんどん、ばんばん、ばんばんこっちへも打って出てきていただいて、自分たちがそういうのも実際すごく議論できる場というのは、回数はまだ相当少ないような気がするんですけども、だからこれからのことなんですけど

も、自分たちもさっき言いましたように政策提言をすればお互いにキャッチボールをする形で、投げてはとってとっては投げて返してくださる、こういう場をお願いしたいところであります。だからきょうはそういう意識づけとか気づきという形で、きょうはこの、今この一般質問はこれを言わせているいただいているところですけれども、そうすることによってやっぱり議会が、あるいは委員会が、執行部は活発に議論してるなということ、そうするとやっぱり町民の皆様もいろいろな面で興味を持って注目して下さっている方々がいらっしゃいますので、そうすることによってやっぱり町政というのも、あるいは特定の個人とか特定の方面からの圧力とかそういうことをなしに、本当にみんなで活発に議論し合うことによって公明正大な執行部と議会の関係が培えるんじゃないかと思えます。それで一応この件については終わります。

それでもう、済みません、3番まで言ってしまった。もうまとめてしまったんですけども、こういう形でいいんじゃないかと思えます。

それから地方分権と地方の自立について、本町は周辺市町に比べて格段の財源力を持っている。このことに関する町長の認識と維持発展させるための手法を尋ねるということで、具体的にはとてもやっぱり心配しますが、この財源力という部分で、例えばこの前の報道でありましたけど、日本の主要幹線道路の橋梁がニュースで何回も出ましたけど、2,559カ所改修ができないと。それでその橋が通行どめになっているということで大変な問題を引き起こしているというのがこの前NHKであったんですよ。そしてそれに付随してNHKであったのは、水道管の布設がえも、東串良もここ数年、国の協力を得て全線布設がえはできていますけども、他町村に限っては、都市近郊に関してはそういう財源がなくて、病院とか学校とかそういう中心的なインフラの根幹をなす部分だけしか布設がえもできないという、すごく厳しい状況、財政状況というのが言われてましたけども、東串良は今度も全線布設がえができる予定ですけども、この状態というのをここに書いてありますけど、町長、このことについてこの質問になってるんですけども、この財源、豊かな財源と、これからこれを東串良はいろいろなインフラ整備をする上に当たって完遂していくという上ではどういう考えを持っていらっしゃいますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員のおっしゃってる財源力が財政力指数を示すとすれば、本町の平成28年度財政力指数は0.38でございます。この財政力指数が1に近いほど財政力は高いと言われておりますけれども、自主財源が多くあることになります。平成24年度では鹿屋市と同じ0.44でしたけれども、県内では高い数字になりましたが、本町の市町村交付金、いわゆる石油備蓄基地の固定資産税が毎年おおむね減少しております。これに伴って財政力指数も年々減少しております。減少するということは地方交付税の依存度が高いと

会 議 の 経 過

いうことでもあります。以前は高い水準にありましたが、議員おっしゃる格段の財源力を持っているとは言いがたいところでございます。地方税いわゆる自主財源の大幅な減少は周辺市町村には余り見られない特徴であり、この地方税を補填する地方交付税への期待が高まるわけですが、国の予算に伴って変動するものであるため、確実な予算確保はできない状況にあります。これらを踏まえると約16億円の現在高がある財政調整基金ですけれども、少しでも多く残すことがこれからの東串良町に大切になってくると考えております。今この財政調整基金もですけれども、基金合わせて22億円ぐらいです。これもほかの町村からすると格段に低いです。まだまだ少し準備しなくてはならないという。それと施設の老朽化、福祉センター、それとももちろん総合センターもです。それと南海トラフを言われている地震に備えてのことも準備しなくてはならないという課題もでございます。現状の財源力を維持するためには人口特に子育て世帯や農家村の減少を食い止め増加するように、今後も定住化促進住宅や新規農家への支援などを進めていきたいと考えておりますのでよろしく御理解いただきたいと思っております。

それと他町村についてのこの財政調整基金の集計もありますので、総務課長にそこを説明させますのでよろしくをお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

隣接町村の財政調整基金の現在高というところでございますが、今町長が言われましたとおり、本町は16億円ぐらいでございます。ちなみに大崎町は、大崎町も16億円ぐらいでございます。錦江町が18億6,000万円ぐらい、南大隅町が11億円、肝付町が33億円というところでございますが、財政調整基金につきましては大崎町もろもろ一緒みたいな感じがいたしますが、最終的に基金となりますと大崎町は36億円ぐらい基金残高があります。全てを合わせてですね。東串良は21億円、錦江町は52億円、南大隅町は96億円、肝付町は64億円という基金の隣接町の状況でございます。以上で終わります。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今お話ししていただいたことをまた自分たちも肝に銘じていろいろこれから考えていきたいと思えます。

次に移ります。

シルバー人材センター及び社会福祉協議会の運営についてです。これも町内外の皆さんにいろいろ言われてこの発議に至ったわけですけども、東串良近郊の市町村を見ても社会福祉協議会それからシルバー人材センターというのはトップをその首長さんが兼

ねていらっしゃるということで、そして東串良も慣例としてずっと昔からその慣例であったわけですが、ここちょっと十数年そういう形ではないということで、いろいろと内外からも自分も声を聞いておりましたので質問するわけでございますけども、やはり自分たちが今度不思議に思っ、それは合法的だったって役場のある方からのお話でしたけども、やはり社会福祉協議会の三つの部門を明光園のほうに移籍していると。そこに町からやはり多額な補助金を出しているわけで、このことに関してやはり役場がある程度、ある程度というかその一番首長がトップをしてそこに座ってくだされば、采配というのは町長がやはりするべきじゃないかなと思うんですけども、だから、そのことに関してここに書いてありますけども、やっぱり町長が兼ねることその執行かれこれというのは公明正大、公平に行われるんじゃないかと思っておりますけども、だから町長いかがでしょうか。この二つの部門に限ってでも自分がトップについてくださるっていう気持ちはございませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃることをコメントできる立場にはないんですけども、役員でもないし会員でもないし。でもこの二つのシルバー人材センターそれと社会福祉協議会運営のことですけども、社会福祉法では社会福祉法人の役員にはこういう人はなれないという欠格がございます。第36条の4というところで。その中には他に職業を持っている者という条項はないので、町長が社会福祉協議会会長の兼任でも問題ないと思われま。町長は特別地方公務員なので普通の公務員とは違って他に職業あることは問題なく、したがって法律上問題ないということで、町長としての職務に差し支えるようなことは認められないということでございます。いろいろと前向きな姿勢で要請・要望があるなら、またそれなりの皆さんと相談して御検討させていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今、御検討と言われましたけど、町長の気持ちとしてはどうでしょうか。実際それを兼ねるか、兼ねたい気持ちがあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

あるとかないとかと今言える、コメントできる状況ではございません。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

今、立場上いろいろとやはり難しいしがらみかれこれあるんじゃないかと推測しますが、この辺はやっぱり町長、やっぱり色を白黒はっきりさせていかれたほうがいいんじゃないかなと私は思ってますけど。やはり町民の皆さんの声もあります。それでやはりシルバーの中の方々からも町長がトップをやるべきだって声が出てるそうです。実際聞きました、理事の方々にも。だからその方々がそう言われたからっていうところもあります。きょうのこの一般質問に関してですね。その辺を町長、これからちょっといろいろ思いいずるところもあるかもしれませんが、そこはしっかりとやっぱり考えていかれたいと思います。でもやっぱり検討するということは、へたすりゃ来年になるのか再来年になるのかっていう、いつもそういうふうなニュアンスで捉えられますけれども、きょうこの件に関してはそこはしっかりと町長考えてみてくださいね。

以上です。終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前 11時 55分
— ◆ —
再 開 午後 1時 27分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番 前田 隆君の発言を許します。

6番 前田 隆君。

6 番（前田）

それでは私も通告にしがたがしまして2点ほどちょっと質問したいと思います。

1番目が畜産振興についてですが、畜産農家の飼養衛生管理の効率化を図るための細霧装置の補助の事業導入についてですけど、ことしの9月に仙台市で開催された第11回全国和牛能力共進会、全共ですね。これに鹿児島県が悲願の団体優勝を果たしたことは本当にうれしいことでありまして、この全共に向けて我が町から系統雌牛集団部門で東串良町初の中原系統牛4頭が優等賞3席に入りました。これは日本一に輝いた東串良牛が大変貢献したことではないかと確信しております。それで、ただいま我が町の畜産

業は大規模農家と中小規模農家で経営されておりますが、今後の畜産振興を図るために暑さ対策、それと消毒薬剤散布、また冬場の防塵対策などの飼養管理衛生の効率化を必要と思うのですが、なぜ、この細霧装置が、この細霧装置は1台当たり大体80万円程度かかるわけですよね。大規模農家の場合は、今、国が進めている50%ほどのクラスター事業ですが、これがあるわけですが、なかなか中小規模農家の場合は、対象外というところとおかしいんですけど、なかなかこれに該当しない農家がほとんどなんですよ。後継者がいなくなったり70歳以上過ぎていたりする農家はですね。その方々はどうしても自分の自己資金で対応せざるを得ないわけなので、これに対しての補助が必要と考えております。なぜこの細霧装置が必要かといいますと、我がところは今のところつけてますけど、夏場になりますと牛舎の牛舎内が40度を超えます。それでこの細霧装置で霧状になったのをばかければ大体7度ぐらいは下がります。冬場は寒さ対策として、農家にはいつも私、お願いしているんですけど、牛舎の周りにビニールシートを全部張られるわけですよね。風が入ってくる、寒さ対策のためですよね。そのためにほこりが、ちりが舞うんですよ。それで小さい子牛なりがこのほこりを吸い込んで肺炎になり、下痢になるわけですよね。そのためにこの細霧装置で霧状になったのをふりかければそれも防げると。それで、ただいま毎月、我が町村で1年間に子牛が150頭ぐらい生まれるそうです。その中で平均1カ月に十二、三頭かな。100頭から150頭ぐらい、月に100から150頭ですね。生まれるそうです。それで死亡率は大体10%、毎月10頭、十二、三頭から15頭ぐらい、金に換算すれば大体1,000万円ですよ。今80万円ぐらい、平均。いいのになれば100万円しますけど。大体年間1億円からは損をしてるといふか、農家の収入になってないわけですね。それを少しでも減らすためにこの細霧装置がどうしても必要だといふので考えましたので、ぜひ100%とは言いませんけど、これに対しての補助は何か考えられないものか、クラスター事業でできる人は50%ほどでできますけど、70歳以上、あとまだ10年ぐらいは結構やれるって、今、現に70歳以上ぐらいで飼養されている農家が、20頭から30頭の農家が多いんですよ。その方のために、まだ10年以上やれるという方々にこの細霧装置は補助はできないものか、その辺は町長はどう考えていらっしゃるか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

今、議員おっしゃる、全共における和牛農家が大変功績をおさめていただきましてありがたいことでした。我が町から5頭、5軒の農家が参加していただきまして、本当に名声を高めていただきました。

今おっしゃる細霧装置につきましては、細霧の噴霧による畜舎の温度を下げる冷房効果もあります。その上に今おっしゃる畜舎内の空気中に浮遊するほこりを細霧粒子によって除去し、きれいな空気を保つことで、家畜はもとより作業を行う人の呼吸系の障害

会 議 の 経 過

を防ぐ効果もございます。さらには薬剤をまぜて定期噴霧することによりまして細菌・ウイルス等を駆除することによる防疫効果など、飼養環境の改善を効率的にできるという点で非常に有効な装置だと認識しております。今おっしゃいます本装置の導入事業といたしましては、今おっしゃいました畜産クラスター事業で対象となっておりますので、50%補助のあるクラスター事業、導入、一応推進したいと考えております。次期クラスター事業の要望調査もあると思われまますので、事前準備といたしまして農家からの申請要望を受け付けたいと思っております。今おっしゃる20頭から30頭というやつも大体東串良おきますと大きな農家でもございますので、ぜひ申請いただければと思っております。希望のある方につきましては経済課のほうへ相談していただきまして事前準備をしていきたいと考えております。改めて畜産クラスター事業の活用と細霧装置等の事業対象になる旨の通知もさせたいとまた考えております。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前田）

今、町長の答弁の中では30頭ぐらいの農家はクラスターで申し込んでくださいというような回答あったですね。それでうちらもう70超えてますけど、70超えた人でクラスターは通らないと、皆言うんですよ。機械も申し込んだけどだめだと。だから私が言いたいのは、そういう農家に何らかの形で、このクラスター事業に参加できない方への農家への支援としてぜひこれつけて、お金は高いもんですかね80万円程度、まだこれに装置をつけたら100万円ぐらいになるそうですけど、最低でも80万円ぐらいかかると。大きな農家はそれにメーター幾らでまたホースなんか部品が出てくるわけですけど、クラスターにかからない、乗っからない農家のための補助事業は導入できないのかというのが一応質問なんですけど、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

どうしても高齢者の方々に対しての事業ということなんでしょうけれども、この高齢者の事業におきましていろいろと、出荷する際も5,000円の交付しております。そういう関係で議員おっしゃられるのはわからんでもないんですけども、飼養環境改善事業につきましては、JA等含めて改めてまた検討させてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番 (前田)

もう町長は十分御存じだと思うんですけど、この装置は薬剤散布も自動で、話を聞いたところ原液をば別なタンクに入れて水を引いてやれば1,000倍液とか2,000倍液とか自動でできるという、それはまた別に15万円ぐらいの装置が必要だと聞きましたけど、一番したいのは町内で3回か4回か一斉消毒をしますけど、なかなか毎日自分たちで消毒するのはこれは難しいわけですよ。だからこういう装置をつけてもらって、原液なんかはそこに設置しとけば1週間に1回なら1回ずつ自動で薬剤散布もできるし、そうすれば肺炎もなくなる。100%はなくならないですけどなくなるし、下痢も少なくなると。年間1億二、三千万円の金が、そこに少しでも、3分の1でも農家の手取りになったらまた町の財政にも税収にもつながると思うんですけど、そこら辺を加味してもう一回だけ町長の考えを。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

繰り返しの答弁になると思いますけれども、この今おっしゃった消毒とか、頭数が少ない高齢者であればなおのこと、手でやったらなおいいだろうと思うんですよ。そういう少頭数だからそういうことは可能であって、頭数が多いところほど結局そういう自動でやるのが大事じゃないだろうかなと思っております。私も牛飼いですけれども、とにかく常にやっぱり自分の目で見て判断されて。ただ自動で置いとくんじゃなくして、常に手をかける。かけたほうが牛のためにもなると思いますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

議 長 (田之畑)

6番 前田 隆君。

6 番 (前田)

少数農家ほどなかなか、人間じゃないけど過保護、さっき言ったように牛舎内にビニールシートをずっとして、牛舎に行ってみればほこりがしている。ちょっと汚ればそこをかえる。ところをかえればほこりが出るというような状態なんですよ。それで今、血統を言えば専門的になりますけど、血統のいい牛ほど100万円以上、100万円、120万円、130万円、安福久という但馬の100%の牛がいますけど、これは血統的に近親交配のために物すごく弱いわけですよ。今、町内でも恐らくその血統が大分、3分の1ぐらいはもう入ってるんじゃないかと。恐らく100万円以上する牛は全部これが三代祖四代祖に入っていないとしません。だからそういう少ない農家のためにこういう装置をば準備してもらえればありがたいかなということですので、この問題は前向きに検討してみてください。

会 議 の 経 過

次の質問に移らせていただきますが、高齢者の健康長寿対策についてですが、昨年度スタートした「ころばん体操」の取り組み状況と今後の課題について、当局の認識を尋ねるということですが、ころばん体操は地域住民による地域づくりも兼ねた介護予防への一策であると思っております。しかし世話役を担う人が、人材がその地域で見つからないとなかなかスタートできない、継続できないといった課題もあります。それで住民にころばん体操のよさを伝えていくために、広報活動だけではなく職員が地域に出向いて宣伝していくことも大事でないかと考えるんですが、その辺は町としてはどのような施策をされているのか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

昨年度スタートしたころばん体操の取り組み状況と今後の課題についてということですが。住みなれた地域で可能な限り過ごせるように、地域介護、医療介護や住まいに介護予防として生活支援サービスの提供できる体制づくりの構築が求められているため、本町でも介護予防を重点項目とし、平成28年度にモデル事業といたしましてころばん体操を開始しました。ころばん体操は運動することで介護予防とともに週1回は集まって憩いの場を立ち上げ、地域の力を高めることが目標です。そのため運動指導についても1回目から5回目までは行政支援、保健師、もしくは保健運動指導士で運動指導を行いますが、6回目以降は住民みずからが運動を実施、開始3カ月後に住民に教室継続意向があればその後は住民で自主運営する流れです。また運動に必要な重りについては町が購入し、貸し出しています。

以上でございます。

議 長（田之畑）
6番 前田 隆君。

6 番（前田）

ころばん体操の場合は余り私も調べてはおりませんが、きのう集落の岩弘の友愛クラブの忘年会がありまして、そこに私も会員ですので行きましたら、毎週火曜日と金曜日やったかな、2回開催していると。それで今来てない方にも今度から、こんやよかどうという話をされました。それでその中で週に2回ほど行っている人は、もうなその日が待ち遠しいがおち、まだ火曜日はこんげ、まだ金曜日はこんげというような話でした。ですからこれもまだ、今、15団体のうち7団体と言われたかな、町内でされてるという話です。あと残った団体をば町でこの職員で何か人材発掘でもそのリーダーをば見つけてできるように進めてもらっていただけたいかなというふうに考えております。

2番目に、健康長寿のためには生きがいくくりや地域コミュニティの活性化が重要で

ある。高齢者のひきこもりや社会的孤立の予防、認知症の予防のために、各公民館や集会所にカラオケ機器を配備する考えはないかということですね。

先ほど質問したころばん体操は住民が地域の公民館で自主的に運営していく形態だと聞いております。カラオケ機器を各公民館等に配備すれば、より一層地域コミュニティの活性化が図れると考えるが。また、ころばん体操の普及への相乗効果も期待できると思うし、カラオケは高齢者のひきこもりや社会的孤立の予防、認知症の予防、ストレスの軽減など健康効果があると思います。高齢者が集いやすい地域の公民館にカラオケの機器を設置するという考えはないのか、その辺を。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、老人クラブでは昨年度からカラオケ教室を高齢者福祉センターで月2回行っております。もうすばらしいことですね。カラオケで心身ともにいやしていただくというありがたいことです。しかし現在の参加者は10名程度で、参加率も下降ぎみであるようでございます。高齢者福祉センターには設備も整い、講師の先生もいらっしゃいますので、まずはこのカラオケ教室を利用させていただきたいなと思っております。それと今おっしゃいました地域公民館等へのカラオケ機器の配備については、その需要次第で検討してまいりたいと考えております。御理解よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）
6番 前田 隆君。

6 番（前田）

これもきのうのうちの友愛クラブの忘年会の中で出た話なんですけど、ある老人の方から、今度一般質問でころばん体操とカラオケを言う議員がおったげなね、とやったから、一応それは一応私言いますと。いけなんことそういうとかよという話の中で、こうこうこうだと、ころばん体操もこうだと、それでカラオケを言ったら、それだけはぜひ言ってくれち、ぜひ設置してもらいたいと。うちの場合は会長が、きのうも朝、公民館に運んで会長のを使ってるわけですね。きのうも11時から30分、1時間、1時間ちょっとやったかな。食事会が済んだ後、即、カラオケ大会に入りました。その中で出たのが、雪山にわざわざ歌を歌いにはなかなか行きにくいと、人の大勢の中でマイクを握るのは恥ずかしいと、それでも公民館に設置されれば雨の日でも二、三人でもできると、だからこれだけはぜひあした町長にうんといわっご質問のしてくれというような、きのう老人の忘年会でそういう話だったんですよ。それで何でかということ、人口比率が今は高いし、我々22年ですから、22年から24年生まれの団塊の世代が後期高齢者になるのはもう8年を切ったわけですよ。医療や介護福祉サービスといった社会保障の財政問題への対応も急がれるし、私が今回提案した公民館へのカラオケ機器の配備は、

高齢者がいつまでも地域でいきいきと健康で長生きしてもらうからであるため、こういうことば私はきょうは質問したわけです。もう一回町長に聞きますけど、その辺はできないものか。

町 長（宮 原）

お答えします。

さっきもお答えしましたけれどそれはもう。

議 長（田之畑）

発言を求めてから発言してください。

町長。

町 長（宮 原）

先ほども言いました。ぜひ欲しいとおっしゃるならば、ぜひおっしゃっていただければ、さっき答えたように需要次第では検討しますということです。今、国政府も100歳を言っております。ですのでぜひ健康で明るくお年を召していただくことが一番の希望でございますので、ぜひその節は、モデル的でもいいですので、もしもおっしゃっていただきますと設置の方向へ検討してまいります。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前田）

ほんならこのカラオケ設置は一応前向きに検討してもらう、そういうふうに解釈していいわけですね。ならそういうふうに帰ったら伝えておきます。

3番目に、高齢者福祉大会において、各地区の高齢者クラブからの選抜による勝ち抜きカラオケ大会を開催する考えはないかということで、さっきのカラオケ機器の設置と同じようなことですが、歌うことの楽しさをみんなで味わったり自慢の歌声を競い合ったり、そういった機会を町主催で計画してはどうかと思うが、目標があることで高齢者の生きがいにもなると考えますが、その辺は町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このカラオケ大会開催の考えないかということですが、高齢者福祉大会は午前の式典の部と午後の余興の部に分かれて開催しております。午後の余興ではボランティアによる歌や舞踊などは行われていますけれども、町老人クラブからも会員が参加して体操と

舞踊を披露しております。議員お尋ねの件につきましては老人クラブの要望があれば来年度以降余興プログラムの検討をしてみたいと思っております。現在の老人クラブのカラオケ教室の参加者も下降ぎみの中、そうしたカラオケ大会をやりたいという希望があるならば、今の現状では難しいかと思えますけれども、老人クラブからのお答えもございました。でもこれから先、カラオケ大会開催の機運が高まってきたときには老人クラブと一緒に余興のあり方を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

6 番 前田 隆君。

6 番（前田）

ではこのカラオケ大会も一応前向きに検討していただくということですね。わかりました。

それでは4番目に、年1回、東京都で「渋谷・おはら祭り」が開催されているが、本町からもふるさと納税の活用事業として、高齢者が晴れの舞台に参加し、健康長寿に結びつける政策に取り組む考えはないかということですね。

祇園祭や町民運動会、町の文化祭において高齢者の踊りが盛んである。健康長寿の対策として東京都で開催されている渋谷・おはら祭りに本町も参加してはどうかと思うんですけど、私がこれを質問をしたことは高齢者を貴重な労力としてまだまだ町の一員として位置づけることで活力があるまちづくりになるんじゃないかと確信しております。そこで世間は今、通常言われている、支えられている高齢者、また高齢者は若い者にはまだ負けないぞという支える高齢者を目指したいと思います。例えば70歳になったら日本の中心都市である東京に行ってもらい、そこで渋谷・おはら祭りに参加することにより元気な高齢者をPRすることができるのではないかと思います。これを調べたところ全国で去年が64団体参加されております。それで鹿児島県からは9団体が参加されております。この近辺では曾於の市議員の方が何名かわかりませんが参加されております、去年は。それで、この辺ではもうほとんどどこもないです。あとは鹿児島市内、屋久島、出水というようところが参加されております。それで、だからこれにもし我が町が参加となれば、他の市町村に先駆けて町のPRもでき相乗効果があるのではないかと思います、その辺は、それに参加したりするような考えはないのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、高齢者の健康長寿につながる取り組みといたしまして、現時点でも福祉関係事業や社会教育事業でもさまざまな取り組みがなされております。今おっしゃいました渋

会 議 の 経 過

谷・おはら祭りへの参加ということでありますけれども、参加するとなりますと参加条件や参加規模、そして職員体制、財源問題、高齢者の方々自身の思いなど、十分に検討する必要がございます。このことにつきましては、仮に参加できるとなりますと高齢者大学講座に盛り込むことはできないか検討するとなればまた教育委員会との調整が必要となってきます。あるいは老人クラブの中で事業計画に盛り込むことはできないかなどの検討を高齢者の皆様方同士で考えていただくことも大事ではないかと思えます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げました課題等を十分に検討していくことになろうなると考えていますので、御理解していただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前田）

なかなか簡単にはいかないんだというのは思いますが、いろいろな手順を踏んで、これもきのうの話なんですけど、岩弘から出られた私より一つ上の方なんですけど、この渋谷・おはら祭りに夫婦で参加されているそうです。自費を使ってですね。それで中には趣味がいろいろ違いますから、踊りが好きな人、カラオケが好きな人、ゴルフが好きな人、いろいろありますよね。好きな人は自費を使ってでもこれに参加してるときのう聞いてびっくりしました。毎年行っていると言われましたね。だからこれも町から選抜で何人か連れていってもらえるように、いろいろな手順があると思えますけど、これもぜひ前向きに検討してもらおうということで、いいですか。

いろいろな質問をしましたが全部前向きに検討していただくということで、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、3番 牧原完治君の発言を許します。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

質問に入る前に、ちょっと暑いような気がするんですね。暖房の調整をお願いしたいと思えます。ちょっと暑いような気がするんですけど。いいですか。燃えておりますので。

それでは通告のとおり質問申し上げたいと思えます。

まず各種団体への補助金についてなんですが、毎年9月議会で我々議員は決算審査を行うわけなんです。そこで私、26年から28年度の補助金の比較をずっと見たわけなんですけど、学校関係や福祉関係については年次ごとに違っている、金額も違うわけなんですけど、ほとんどは毎年同額支給されているわけです。多分四、五年前をまた見ますと同じ額じゃないかというような気がいたします。金額的に数万円から1,000万円以上ということで74の団体に対しまして補助されているわけです。そこでこの補助金、

会 議 の 経 過

町民の血税ですね。これの予算計上に当たってどのような基準で審査され予算化されているのか質問いたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
通告の、社会福祉協議会かシルバーセンターの。

3 番（牧 原）
通告は各種団体への補助金についてということで、大きい科目で出したわけなんですけれども。

議 長（田之畑）
ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時57分
—◇—
再 開 午後 1時57分

議 長（田之畑）
それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

まずこの東串良町社会福祉協議会についての補助金について説明申し上げます。この年間大体1, 151万8, 000円補助金を出しております。その内訳が法人運営事業、事務長、パート含めて792万6, 826円、それと福祉活動専門委員設置事業414万2, 448円、それと研修費等22万3, 700円、地域見守りネットワーク支援事業62万550円、それと心配事相談事業といたしまして17万9, 200円、これらトータルで1, 151万8, 000円、これは町査定額でございます。基本的に事務局職員、つまり事務局長、福祉活動専門員、パート事務職員、この3名の賃金相当分と、県補助事業である地域見守りネットワーク支援事業や心配事相談事業に対して助成しております。なお、助成額は平成25年度以降同額であります。社会福祉協議会は地域福祉活動や心配事相談ボランティア活動の推進、福祉相談活動、生活福祉資金貸付等と寝具洗濯サービス、生活困窮者自立相談支援、高齢者元気度アップ事業など地域社会における助け合いや支え合いなどの共助の部分の厚くする取り組みを行っておりますので、少ない職員の中で複雑かつ深刻な生活課題や福祉ニーズに積極的に対応していただくた

会 議 の 経 過

めにその資金相当額を助成しているわけでございます。なお、居宅介護支援事業や訪問介護事業、障害者居宅介護事業は平成28年度で終了となりましたが、この部門の賃金等はそれぞれ介護保険事業から保険給付と利用者負担金により補われていたものであり、ほかの地域福祉活動に影響を及ぼすものではありませんでした。

シルバーのほうは後でいいですか。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

質問とちょっと行き違いがあったようなんですが。それじゃあ社会福祉協議会がことし6月、介護事業を取りやめられているんですね。町長は御承知かと思いますが。そこで取りやめられて明光園のほうに、この事業をば担当職員等全部明光園に移されてるわけです。これは社会福祉協議会が決めたことですからどうこう言うことはないんですが。それと車両4台ですか、それも無償譲渡されているわけです。ことしはその介護事業部門というのは非常に重要な事業でございます。ここの事業量が減ったわけですね。ここで1,151万8,000円の補助金をことしはもう支出されたのか、またはそれを減額されたのか、その辺はどうですかね。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えいたします。

先ほど町長が申しましたように、この補助金につきましては大体1,300万円ぐらいの事業を福祉活動を行うに当たって社会福祉協議会のほうから要望があった中をば査定で1,151万8,000円に、ここ6年ぐらい、5年ですね、5年ぐらい査定で切っている部分であります。基本的に先ほど言ったように3人いらっしゃる職員の方の賃金相当分をばお渡ししているということで、介護福祉部門につきましてはそれぞれ介護福祉部門のほうで補っておったものですから、その部分についての賃金については最初から支出をしておりませんので、介護部門がこの理事会の中でやめられたことは社協のほうで決められたことでもありますし、明光園のほうで介護部門のほうをば居宅介護支援事業所等をつくられたのも向こうのほうで設置されたことで、社協から移ったということとは違うわけでございます。車の移動につきましては、貸し出しにつきましてはそこはちょっとどういう形でやられたのかというのは存じ上げませんが、それぞれ事業所が違いますので、それぞれの理事会の中で決められて居宅介護支援事業所をやめられたことであって、また始められて県に申請されて、それが申請が許可になってその事業を始められたということでございます。先ほどお尋ねのことですが、補助金としましては1,151万8,000円、今年度も例年と同額をば支出しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

どうも毎年1,151万8,000円ですか、これが丸投げされているような気がするんですよ。先ほどの同僚議員からもありましたように、町が全然関与するあれがないんですよ。社会福祉協議会の役員の構成というのを見ますと、7名の理事ですか、役員ですか7名の方が出ようになっているわけなんです、その中には町の町長とかそういうのは全然出てこないわけなんです。社会福祉協議会に携わった人とかいろいろな条件がございまして、これは社会福祉協議会で内規で決められると思うんですが、この辺ももうちょっと、町もせつかく多額のお金を支出するわけですから、ここはもうちょっと町が関与できるような体制をばしていただきたいと思うわけです。

参考までに隣町の大崎町なんです、ここは毎年900万円の補助を出しております。事業内容というのは、内容はほとんどここと変わらないわけなんです、場所はあの大崎の旧大崎高校があったところ、あそこに社会福祉協議会とシルバーセンターがございまして。そこで町長が、大崎町は町長が兼務されております、会長をですね。そして事務局長というのが役場のOBの方がパートでいらっしゃいます。ここの介護事業については、ここの予算を見ますと倍の活動をされております。そして一番目を引くのが、先ほど前田議員からもあったわけなんです、いきいきサロンというのがあるんですよ。24年から、25年からでしたかな、補助事業があつて、いきいきサロンというのをば取り組んでいらっしゃいます。この今月号の町報にも、岩弘下のいきいきサロンが載っております。大崎の場合は140の集落で40のサロンを立ち上げられております。ここが一番生きがいの拠点となっているようでございまして、そこではカラオケもやり、もちろんこのごろはころばん体操まで取り組んでおられるそうです。このカラオケの先生というのは東串良の方ですね。そのようなことで隣町は非常に、大崎の社協だよりというのを見ているわけなんです、非常に活発にされております。ですから我が町も非常に、福祉事業で社会福祉協議会の役割というのは大きいと思います。ぜひ、町が金額の丸投げというのはおかしいわけなんです、補助金をやって、やってくださいというだけじゃなくて、町も関与すべきじゃないかと思うわけです。

次に本町のシルバー人材センターなんです、ここは社会福祉協議会と違ひまして非常にこのごろは人手不足です。毎年560万円の補助を出して、これは県ですか国ですかね。560万円出せば県も国もまた同額くださるんですよ。ですから倍の効果があるわけなんです。今後、会員が20年と28年を、私、比較したわけなんです、会員が20年は113人ですか。現在は147人ということで、20年からすると30%会員もふえているわけなんです。それから受注件数が20年が523件、ちょっと桁を間違っておりますが、28年が7,825件ということで、受注、仕事にいく件数というのは150%になっているわけなんです。非常に今、農家の方または町内の施

会 議 の 経 過

設の方もこのシルバー人材センターを頼りにされてるわけです。会員の方も・・・聞き取り難し・・・でいろんな資格を持っておられる方、いろんな経験のある方がおられます。ここを生かせばもっと今のところは充実するんじゃないかと思います。それで今、560万円の補助なんです、もうちょっと補助金を出して活発にしてもらおうというようなことはないんですかね、町長。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

シルバー人材センターの設立当初は事務局の正職員、パート職員、人件費相当部分についてのことで町から助成していたようですけれども、平成22年度に一般社団法人化されまして、平成24年度から国の補助金、高齢者就業機会確保事業及び雇用開発支援事業を受けられるようになりましてから、国庫補助金と同額以上の額を所在市町村から補助することが義務づけられておりますので、本町でも国庫補助対象経費の2分の1の額を助成しております。この国補助金は各シルバー人材センターの会員数や収容延べ人数に応じてAランクからCランクに格付されております。運営費の補助単価限度額がこのランクに応じて定められており、前年度の実績をもとに国からの補助金額は決められています。ちなみに東串良町シルバー人材センターはCランクに格付されておまして、平成24年度以降も全て560万円の補助金を受けております。本町からも同額の補助金を毎年支出しているわけでございます。

それと仕事の内容ですけれども、今おっしゃいました各農家さんがピーマン、キュウリ植えつけとか、それと皆イモの植えつけとか、いろいろ利用させていただいている形ですね。仕事は今以上にふえております。それと今、大隅振興局のほうにもこの我が町、いつも流末処理で大変ですということと言いましたら、県のほうからも事業が、柏原海岸の清掃にもボランティア活動として補助金が出ております。そういうことをまた御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この社協とシルバーセンターについては何度も申し上げますが、町長一つ、町も関与できるような体制をつくっていただきたいと思っております。そしてもっと活発にしましうや。お願いいたします。

続いて県道黒石串良線の改良についてなんです、この県道改良については奥園町長以前からの課題だったと思っておりますが、町長は28年度、29年度に施政方針で同じことを書いていらっしゃる。同じことを出してやるんですよね。野方インターへの道路は大

事なんだということを2年続けて出しています。そこで施政方針で出されたわけなんですけど、今まで何か協議をされたとか陳情されたとか、またこのような状況になっておりますということがあれば伺いたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

この県道黒石串良線は、東九州自動車道の整備にあわせて野方インターチェンジが設置されたことによりまして、黒石串良線の担う役割はますます重要であると認識しております。この間も大崎町の東町長でしたけれども、あの荒佐のあそこのほうに航空飛行場までの高速バスを朝夕2便、定期便をお願いしたということで、これも実行するのみということで伺っています。それだけこの野方インターチェンジは重要視されるようになりました。

それと岩弘の上のほうですけれども、農家の法人化進んでおりまして、あそこの大型トラックが行き来するようになりまして、それが野方インターチェンジのほうへ向いていく、高速使うということも多くなりまして、そのことまた県のほうにも訴えております。そういう形で、黒石串良線の早期整備の要望活動につきましては、大隅管内の土木事業連絡会それと鹿児島県主催の大隅地域行政懇話会でも要望したところでございます。

また、これまでの取り組みといたしましても昨年度また県議会議員現地調査、地元議員ですけれども、鶴田先生にもお願いいたしまして、大隅地域振興局建設部に現地の状況も確認していただき、早期改修を要望したところでございます。また、今後も継続して県道黒石串良線の重要性と早期改修についても要望活動を実施していきたいと考えております。県議の方、ほかの、地元県議だけじゃなくて使える人は誰でも使おうかという気持ちで、ほかの県議さんでしたけれども、とにかく調査費でもつけられればいいなと思って、それも要望活動としてもお願いにいった次第でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

岩弘の高松商店の先まで歩道あるんですね。それから歩道のない中学校の生徒が自転車通学をされるんですね。これは危ないないつも思うんですが、ぜひこれは早急に取りかかってもらいたいと思うわけです。

これと関連なんですけど、前から町長が与論島に行ったら飛行場があったと、挨拶の中と思うわけなんですけど、私も行ったことがございます。小さな、東串良町の3分の1ぐらいですかね。島で、何も無い島なんですけど、そこは飛行場があるんですね。それで

会 議 の 経 過

ここを見ますと我が町は飛行場は遠い、高速道路は遠いという立地条件なんです。せっかく鹿屋に自衛隊の飛行場がございます。ここは今、大隅縦貫道の協議会が立ち上げられております。あの佐多線の縦貫道よりうちの場合はどっちかといったら余り御利益がないですね。飛行場が何とか活用できないかということで、私、調査をしたわけなんです。全国で8カ所、自衛隊と民間と共有されているところがございます。こっちからいきますと徳島空港、ここは海上自衛隊の飛行場です。それから岩国ですね。それから小松とかあるわけなんです。中でも私が興味を引いたのは青森県です。鹿児島県を反対にひっくり返したような土地柄ですね。距離も東京と遠いという。

関連なんです。いいですかね。

議 長（田之畑）

関連じゃない。

3 番（牧 原）

違いますか。

議 長（田之畑）

はい。やめてください。

3 番（牧 原）

青森県に青森空港というメインがございます。それと三沢空港というのが、東京大阪便限定で民間に利用されているんです。ですからこの鹿屋の自衛隊がありますので、ぜひ近隣の市町村長と一緒にこれちょっと力を入れていただきたいと思うわけです。通告外ですのでこれで終わりたいと思いますが、ぜひお願いします。フランスの英雄ナポレオンの辞書には不可能はないようです。ぜひお願いいたします。これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは次に、4番 西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

12月議会の最後の質問者となりましたが、通告をしていましたので質問したいと思っております。簡単明瞭な答弁を期待したいと思っております。

まず1番目に海岸の清掃管理についてですけれども、定期的に重機を使い掃除ができないか尋ねたいと思っておりますが、海岸の今の状況を見ればわかりますが、竹や木切れ、缶やびんなどいろいろな物が散乱しております。観光誘致を考えているのであればもう少しきれいにすべきだと思っておりますが、町長どうですかね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

柏原海岸はきれいな状態にしたいという議員の考えに私も賛同いたします。それと私も同じ考えであります。とにかく柏原海岸は汚いという、さっきも答えましたけれども、県の振興局がいつも言うんです。流末処理大変だ、大変だということで。今のところこの建設業とかボランティアとかやっていたいておるわけですけれども、今、議員おっしゃる定期的にはできないかということですよ。この海岸は県が一応管理しておりますけれども、それを含めて仮に町費で定期的にするといっても大変な、莫大な費用を伴うこととなりますけれども、費用対効果を含めまして財政的な非常に大きな負担となりますけれども、そこで議員がおっしゃいましたビーチクリーナーというのがあるそうです。これを必要であると感じております。町といたしましても来年度、平成30年度に一般会計当初予算に購入費を計上する予定でございますのでよろしく願いいたしたいと思っております。この機械はトラクターの後部につけて、20馬力、ちっちゃいのもあるということですが、少し大き目のものがあつたら大き目のものでないとまた故障もあるだろうということで、このごみの収集できる構造になっておりますので、少しでも柏原海岸の環境美化につなげるようにできればと期待しているところでございます。また改めてシルバー人材センターにまたそのボランティアよろしく願いしたいということで、要望、要請またしていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長の前向きな答弁いただきましたが、今の吹上浜で砂の祭典とまではいきませんが、やはり家族で海岸に来て砂遊びができるような海岸にできたらと思っております。この近くではその機械なかなか見ないんですけども、海外に行ったら、観光地に行けば朝早くからトラクターで引っ張って掃除をしております。ぜひともあれを見て我が柏原海岸もできるんじゃないかなと思ったところです。経費は要りますけれども、ぜひとも取りかかっていたきたいと思います。掃除をするかしないかのものですので、ぜひともしていただきたいと思います。

それから2番目の、柏原海岸が侵食されて危ない状況でございます。対策について尋ねたいと思います。安留と、町道上山野の境ところに堤防がありますが、その堤防の上山野側のほうが侵食をされております。魚釣りの人が車でその崖のところを通過して堤防のほうに行くわけですけれども、非常に危ない状況でございます。崖は3メートルぐらいあると思うんですよ。波打ち際からしたら四、五メートルあるような気がいたしてお

ります。ぜひとも町長の考えをお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの区域は私も1回見にいきました。大変な浜がけができている状況でございます。これは一般公共海岸区域で鹿児島県の管理する区域でございますけれども、台風が襲来するたびに侵食が進み、一部浜がけができています。このことから、志布志湾岸地域、これは志布志市、大崎町、東串良町、肝付町の1市3町で構成する志布志湾海岸保全連絡協議会で海岸侵食の対策と整備についてということで、大隅地域振興局と県知事へ要望書を提出したところでございます。さらに鹿児島県主催で開催されました行政懇話会でも早期の対策についてお願いもしたところでございます。現在県で危険箇所については注意喚起のためバリケードの設置をしているところでございます。危険のないようにということでバリケードを設置いたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今、町長からありましたように、ロープで引っ張って立入禁止の、今、看板がかかっておりますが、魚釣りの方があそこに釣り行くわけですよ。この山野下にも今の魚が釣れるということで、浜まで海岸まで車で、釣り客は行っている状況でございます。釣り客があそこまで行かなかつたらもう海岸は誰もいないんですよ。車の乗り入れは禁止だと思んですけども、そういうのをとっばらってそこまで行ける状況にすれば、また海岸のほうにもぎわいも出てきますし、また観光のほうも、あそこで魚を釣るっどとか、何が釣るっどとなれば、また観光のほうにおいても人がふえると思いますから、ぜひとも早目の対策をばお願いしたいと思います。大きな事故がないうちに早急な対策をとっていただきたいと思っております。前向きな町長の答弁がありましたからこれで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

これで一般質問を終わります。

このまま続けていいですか。暫時休憩しますか。

じゃあ手洗だけ済ますように、ここでしばらく休憩します。

休 憩 午後 2時24分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◆ 日程第2 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

議案第42号ですが、何点かありますので一括して言いますので、それぞれ担当課長でも結構ですから答弁をお願いします。

まず17ページ、総務企画費の工事請負費580万円、これは説明では雪山の2件分の穴埋めだということでした。私はちょっと予算の説明と質疑応答の全協に参加できませんでしたので、その日に詳しい説明があったかもしれませんが、この2件分の穴埋めというのは具体的にはどこをどういう形で穴埋めをするのかが第1点。

第2点は、これは20ページの民生費、児童運営費でそれぞれの保育園、管外も含めた給付費がそれぞれに組まれております。単価の改善という説明だったんでしょうかね。職員給与の改善というようなことで保育園の処遇を、特に保育士さんでしようかね、の処遇改善ではないかと思われるんだけど、以前も質問しましたが、このように予算を組んで処遇の改善をやるんだけど、実際にその保育士さんの給与改善につながってるかどうかという追跡はされたことはないのか。これが第2点。

3番目に、22ページです。観光費で、魅力ある観光費が不採択となったので減額するという説明でしたが、来年度分、来年度、これは観光費というふうになってますが、どのような事業で不採択となった理由及び来年度引き続き申請されるのかどうかですね。

以上3点について質問いたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

会 議 の 経 過

お答えをいたします。

まず第1点目のお尋ねでございます。

予算書17ページの工事請負費580万円についての御質問でございましたが、これにつきましては4件、既に町のほう買い取りを行っております。そのうちの2件につきましては補修工事でございます。工法につきましては以前3月に空洞空域があるということになっておりました。その隙間を薬液注入を行って安全を確保するというような工法でございます。

それからうちの観光費の件についてでございます。魅力ある観光地づくり事業が不採択となったわけなんですけども、それに基づいての用地費の減額補正でございますが、理由につきましては特に示されてはおりませんが、ただ、ヒアリングの中で今の観光の人数とか、そして町が独自に町の財源を直接使ってどれぐらいのことをやっているかとか、ソフト的な事業、そういったものがまだ少ないのではないかというような指摘がされたようでございます。ですので、これにつきましてはあくまでも広域での取り組みというふうになりますので、その、だめだったからまた引き続き申請をしてもなかなか厳しいところもあるのではないかというふうに思いますので、広域でそこはきちんと話し合いを行った上で対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（津 曲）

福祉課分をお答えいたします。

扶助費の中で3,000万円程ふえてるわけですが、これにつきましては議員もおっしゃったとおり、保育所の運営に係る施設型給付費というのの単価改正がございまして、4月にさかのぼって支払うということの部分が一つございました。特に乳児の増加が多かったということで金額が多くなってるところでございます。それと処遇改善加算というものもございまして、その部分が賃金が上がったということでございます。ここにつきましては実績で上がってきておりまして、担当も見ておりますし、県のほうの監査が各保育所に入っておりますので、その中で指摘がないところを見ますと適正に処遇改善は行われているものだというふうに判断しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）
よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
5 番 泊 重巳君。

5 番（泊）

会 議 の 経 過

ただいまの議案で、にぎやかタウン雪山の工事請負費が580万円の追加補正がございますが、調査会社の中央開発の陥没の原因と対策について調査報告されました。今回の補正は中央開発が出された工法で修復されるのか伺います。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

中央開発が示した工法とは異なります。この工法につきましては当然に以前の場合には住民の皆さん方の財産になるという前提のもとで示されておりました。今回町の財産になったということで、再度また中央開発の方ともいろいろ協議をしまして、この工法につきましては検討いたしました。そして最初の経費で行う工法はないかということで、専門の方にも来ていただきまして、当初は置換工法ということで示されておりましたが、空洞空域を埋めるということで薬液注入での対応を考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
5番 泊 重巳君。

5 番（泊）

今、580万円の修復工事を予算化されておりますけども、この注入をすることで今回の場合はこれで一応対応されるということですよ。そしたらこれでもし先般の中央開発が出された工法でなければ、これで陥没がおさまらないことになれば、また再度この修復をしなきゃいかんということですかね。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

以前中央開発が示しておりましたのは、地中に廃棄物があるということで、それが町民の皆様の財産になるということで、それを可能な限り家をひいて全て取り除いて、そしてまた土を入れるというような工法が考えられておりました。今回につきましては同じ調査結果で空洞空域がどこにあるというのはきちんと調査の結果わかっておりますので、そこに対して今度は町の財産でありますので薬液をきちんと注入をして、同様に安全を確保するという工法で考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

関連になろうと思うんですけども、今の17ページの工事請負費の件ですけども、4件の買い取りの分の2件分の今回の土地の工事代ということでございましたが、予算を組む前からわかっていなかったのか、またこれから先もまた出てくるのか。あと買取分の2件とそれから曳家をされた後に3件分もあるんですけども、まだこういう大きい金額ですよ。2件で580万円ですけども。これから先もまだこの工事請負費の工事代金が出てくるのかお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

確かに580万円というのは大きな金額でございます。当初中央開発で示されておりました対策工法に基づきますとその2件分につきましては大体3,800万円になるところでございます。それを薬液注入に変えるということで580万円計上したところでございます。あとの買い取った2件につきましては軟弱な地盤があるということでございますので、そこはまた地盤をきちんと固める工法でやっていきたいと思っております。定点測量ということで半年に1回きちんと調査も行っておりまして、地盤が沈下した場合にはそこでまた即対応をとるようになってはおりますが、今、特に目立った変状は見られませんので、とりあえずこの2件の空洞空域があるところを優先的にして行っていくところでございます。あとの工事費につきましてはまた曳家先の造成工事とかそういった金額が大きな金額があるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

この補正の580万円については予算を組む段階ではわかっていなかったわけですか。どうですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

申しわけございません。ちょっと質問の趣旨が。予算。

4 番 (西 園)

・・・聞き取り難し・・・予算を組む段階ではわかっていなかったのか。最初ですよ。当初予算。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

当初予算ではまだどういった工法で具体的にやるというのはまだ協議はしておりませんでしたので、今回、4件買い取りを行って、そのうち2件、この工事のところは2件ですけれども、2件のうち1件の方はもう住所を直しておられます。そしてもう1件の方ももう新築を、今、第5次のところにつくっていらっしゃいますので、当然に新年度からはほかの方に貸し付けるという段取りでおりますので、それに向けていろいろと工法を協議した結果、二、三カ月前だったでしょうか、そこでいろいろ協議をしましてこの金額を算出したところでございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

7 番 上園 ミキさん。

7 番 (上 園)

企画課長にお尋ねいたしますが、22ページ商工費の中の商工振興費財源構成が組まれております。これはプレミアム商品券だというふうに伺っておりますが、今までに商品券としてのそういう助成をした年数、どのくらいの期間されているかということをお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

正確な年度確認はしておりませんが、約10年間はプレミアム商品券としての取り組みを行ったというふうに思っております。

議 長 (田之畑)

7 番 上園 ミキさん。

7 番 (上 園)

会 議 の 経 過

これに対しては町民からもいろいろ聞くわけなんですけど、効果、どのような効果が見られたか確認をしていらっしゃるのかな、町として。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

その効果につきましては町内の小さなお店から大きな店舗までそこで商品券を使った活用がされておりますので効果は上がっているというふうに思います。ただ、これがプレミアム商品券がもしなかったらどんだけの売り上げがあったのか。あればどんだけの効果があったのかというのはきちんと今後検証する必要があると思っておりますので、今後そこあたりにつきましては検証のやり方についてはいろいろ検討、商工会とも協議をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
7番 上園 ミキさん。

7 番（上 園）

課長の話で約10年間ぐらいはしてるんじゃないかというような話でしたけれども、10年間を合計金額で出せば相当な金額になるわけですね。その金額をほかの方法に、いわばほかのものに使えるようであれば、今後見直しをされる、これを取りやめる、勇気を出して取りやめるというような考え方、町長を含めて持っているのか、そこら辺を伺います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

・・・聞き取り難し・・・進めていこうと考え方をやめようとか何とかは考えておりません。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

それでは、ないようですのでこれで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第42号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第6号)を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから議案第47号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成29年、人事院の給与勧告に基づき、国は期末手当の支給割合について見直しを行った。それに伴い、本町で制定している東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例も改正する必要があるためでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第48号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

平成29年、人事院の給与勧告に基づき、国は俸給表や勤勉手当等の支給割合について見直しを行った。それに伴い、本町で制定している東串良町職員の給与に関する条例も改正する必要があるためでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第49号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第7号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ383万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,478万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。よろしくお願ひいた

会 議 の 経 過

します。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第50号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決
します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

それでは、議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算

## 会 議 の 経 過

(第2号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,212万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるところであります。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第51号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月21日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

会 議 の 経 過

散 会 午後 2時57分

平成29年第4回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成29年12月21日 午前10時02分
閉 会 平成29年12月21日 午前10時30分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一 3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
経済課長	堀口 利弘	社会教育課長	薬丸 淳郎
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 橋口 正博

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について

会議に付した事件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時02分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

## ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第38号 東申良町議会議員及び東申良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第38号 東申良町議会議員及び東申良町長の選挙におけるポスター

会 議 の 経 過

掲示場の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番 (泊)

この条例は、46カ所のポスター掲示板を設置する条例でございますが、議員の補欠選挙もこの条例を適用するか、伺います。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

お答えいたします。

議員の補欠選挙も同じく46カ所で掲示するということになっております。

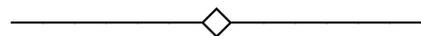
以上です。

議 長 (田之畑)

ほかにありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時04分



再 開 午前10時09分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

今の時期に合った条例の設置だというふうに思いますが、近隣の市町村の設置状況、条例化しているという状況がわかっているならば答弁願います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

肝属郡内におきましては、南大隅町と錦江町が条例を制定いたしております。それから今月の12日に南日本新聞で掲載されました記事が掲載されておりましたが、その記事を引用させていただきますと、県エネルギー政策課によりますと、県内では、南大隅町や大和村など旧市町村に既に核のごみの受け入れ拒否をする条例があるというふうになっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

これまでもこの条例の改善を求めて何回か質疑をしてきたわけですが、今回こうして額の引き上げなど、それから返済期間など改善をされる条例が出たことを歓迎しているわけですが、この16条に次の1項を加えるということで、奨学生が返還期間中に本町在住の場合、返還額の一部を免除することができるということですが、この条例の実施について、具体的な例えば規則とか、何かもう少し細かな内容の規則を定める必要があるんじゃないかとも思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

この前も質問が出たように聞いておりますが、例えばこの決めたときの根本的なというか、基本的なその免除のルールといたしますか、そこはいわゆる東串良町に在住する、住むというか、これをやはり根本に置いておまして、例えば1年で全額返還して、結婚その他町外に出ていかれる方もおられるかと思えます。そういう質問が出たというふうに課長から聞いたんですが、事務局としては、これは基本が在住することを目的として免除をとというのが根底にありますので、その1年分の半分を補助するという形で、今のところは考えております。そうしないと、もともとの根本的なところに合致しなくなるのかなと、本来なら10年で返すわけですから、10年は住んでくださいねというのがもとにありますので、そのほうがいいのかというふうに解釈しています。正式には1月10日に定例の教育委員会がありますので、そこでまた皆さんにもお諮りをして、そこで決まったらまた広報紙とか、その他で広報していきたいというふうに思っておりますが、また、今の例以外にも、細かいのが予想していないようなことが出てくることもあり得るんですが、その都度委員会なりで、あるいはまた該当するところに相談をしながらしていきたいと思っております。今考えているのは以上ですが、もし具体的な質問等がありましたら、またお答えしたいと思います。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

6 番 前田 隆君。

6 番（前 田）

同じ質問になるんですけども、今の教育長の話では、最低10年間この地に住めということで2分の1ですよね。この前の全協の中で、ちょっと質問をしたんですけども、再度確認をしたいんですけども、私がこの前質問したのは、2年なら2年、帰ってきて2年、3年なら3年住んで、男でも女でもそうなんですけれども、女の子は結婚をして町外に出ると、来年からこの地から住所は消えるんだよといったときに、ことしのうちに全額返済をすれば2分の1の補助が受けられるのかという質問の中で、一応それも対象ですと言われたんですけども、質問したときにですね、課長から。今のお話を聞けば最低10年間は住んでくださいよと、どんなふうに解釈したらいいんですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

この前、委員会の後に、課長のほうからそういう話を聞きまして、そこまで正直言って細かいところまでは、決めていない部分がありました。だから課長もそういうふ

## 会 議 の 経 過

うにお答えしたかもしれませんが、持ち帰って、一応ほかの関係者と事務局といますか、いろいろと話をしたときに、この前、課長がとっさのあれでしたので、全額返しているから、その半分といますか、何かそういうふうな回答をしたように聞きましたけれども、それは先ほど申しあげましたように、1年しか住んでいないから、その根本的なところにやっぱり触れるのかなと、合致しないのかなということ、先ほどのような答弁をしたところ、だから、例えば3年おって、返還をしていきますね、1年ずつ。というときには、1年分の2分の1を補助します。だからそれは3年間続きますということは、3年分の2分の1を補助したことになりますよね。だから、返還期間が10年ということですから、例えば10年おったら半分ずつ補助して行って10年分の半分の補助したことになるのかなと、こういう解釈です。だから、例えば半年で出ていかれたとしたときは、1年で2分の1の補助ですよということは、それ掛ける2分の1の掛ける12カ月分の6、12分の6、つまり2分の1ですが、結果的には4分の1の補助ということになるのかなと、今のところは考えています。だから、そういう細かいところの提案を今度の1月の定例会で、教育委員会でお諮りしようかなと思っております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

3年後、4年後に就職先で県外に出ようかといったとき、それもちゃんと10年間分を割って毎年払うのか、5年後はここにいないんだから4年間で全額済ませようかなと思って、仮に100万円だったとして、それを20万円なら20万円ずつ5年間で済ませようかな、その半額を受けようかなというのもだめというわけですね。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

今申しあげたのは、確かにそういう解釈かなと。つまり長くここに住んでいただくというのが基本にあるものですから、だから今のそういう返還の仕方といますか、補助の仕方ももちろんあるかと思いますが、だからそういうのは別個に認めますよというふうに決まったらそれはそれであり得るんですが、財源確保の意味でも、例えばまた10年住むということは、細かいことを言うとそういう税金関係の収入も町として見ればあるわけですね。それは1年しか住まない。結局町のほうには、そういう意味の還元はない。だから、その辺どうするかというときに、最初の決まりがここにとにかく住んでいただくということからスタートしたものですから、今のところは、事務局の案としてはそういうところ、今、議員さんから出ておるそういった、もう一括返還したんだからいいじゃないかと、もしそういうのが圧倒的に強くて、また財源の

## 会 議 の 経 過

ほうとも関係のほうと相談して、それでもいいということになったら、それもあり得るかなと思います。今のところは、先ほど申し上げましたように、住むことをやはり前提とした上での補助でないとうかがな。南大隅みたいに、きのう新聞にもありましたが、かなりの財源が寄附であって、子供たちに還元しようというのであれば、返還を求める必要はないかな。もちろんそれが理想だと思うんですが、今のところは、先ほどから申し上げている、住むことを前提にしたほうがいいのか。全く無条件でやるとなると、全員申し込むと思うんですね。というようなところを御理解いただければと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

この条例の改正前が高校が5年、大学は7年の償還期間でございましたけれども、今回はどちらも10年以内ということになっておりますけれども、同じく高校も大学も償還期間は同じ10年以内ということで考えていらっしゃるのですか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

そのとおりです。一応前の規定では、1.5倍ぐらいの期間となっていましたので、例えば高校は3年間もらいますね、大学だと4年間と。そういうのがもとになっての計算になっていたのですが、結構今後の事務的に考えれば面倒くさい部分も出てくるだろうなということで、2分の1の補助やらで。だから10年間と切りよく住んでいただくというようなのを決めたところです。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 東串良町奨学金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第44号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第8 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第9 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

議 長 (田之畑)

日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から観光振興対策、子供及び高齢者等の福祉対策、交通安全対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産業の振興対策について、学校教育の現状と課題について、町道農道の整備状況について、文化財の保護と活用について。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

会 議 の 経 過

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時30分